

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成23年10月 4 日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成23年10月4日(火曜日)

午前10時0分開議
午後0時11分休憩
午後0時58分開議
午後2時10分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第8号 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 平成23年度道路事業の経費に対する市町村負担金について
- 議案第17号 平成23年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について
- 議案第18号 平成23年度海岸事業の経費に対する市町負担金について
- 議案第19号 平成23年度地すべり対策事業の経費に対する市町負担金について
- 議案第20号 平成23年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について
- 議案第21号 平成23年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について
- 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 議案第23号 工事請負契約の締結について
- 議案第25号 工事請負契約の締結について
- 議案第26号 工事請負契約の締結について

- て
- 議案第27号 工事請負契約の締結について
- て
- 議案第34号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第35号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第36号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第37号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第38号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第39号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第40号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第41号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第42号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第43号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第44号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第45号 専決処分の報告及び承認について
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第18号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第19号 財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第20号 熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類の提出について

請第8号 路木ダム建設事業に係る請願
 請第9号 路木ダム建設の再検討を求める
 請願
 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
 ついて

報告事項

- ①「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に係る土木部への影響について
- ②熊本市の政令市移行に伴う熊本都市計画区域の線引きについて
- ③川辺川ダムに関する最近の状況について
- ④五木ダムに関する最近の状況について
- ⑤災害時における仮設住宅等の供給に関する協定締結について

出席委員（8人）

委員長	小早川	宗 弘
副委員長	山 口	ゆたか
委員	山 本	秀 久
委員	堤	泰 宏
委員	松 岡	徹
委員	東	充 美
委員	泉	広 幸
委員	緒 方	勇 二

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部 長	戸 塚	誠 司
政策審議監	鷹 尾	雄 二
道路都市局長	野 田	善 治
河川港湾局長兼		
土木技術審議監	上 谷	昌 史
建築住宅局長	生 田	博 隆
監理課長	金 子	徳 政
用地対策課長	成 瀬	茂
土木技術管理課長	西 田	浩

道路整備課長	増 田	厚
道路保全課長	亀 田	俊 二
都市計画課長	内 田	一 成
下水環境課長	軸 丸	英 顕
河川課長	林	峻一郎
港湾課長	手 島	健 司
砂防課長	高 永	文 法
建築課長	坂 口	秀 二
営繕課長	田 邊	肇
住宅課長	平 井	章

事務局職員出席者

議事課課長補佐	平 田	裕 彦
政務調査課主幹	竹 本	邦 彦

午前10時0分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、今回付託されました請第8号及び第9号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第8号についての説明者を入室させてください。

（請第8号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いをいたします。

それでは、お願いします。

（請第8号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 それでは、後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。お世話になりました。

（請第8号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 次に、請第9号についての説明者を入室させてください。

（請第9号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いをいたします。

（請第9号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第9号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、本日、説明等を行われる際は、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、戸塚土木部長に総括説明をお願いいたします。

○戸塚土木部長 おはようございます。土木部長の戸塚でございます。

まず初めに、一昨日、土木部職員が児童買春、ポルノ禁止法違反の疑いにより逮捕されました。被害者の方並びに御家族に対しまして、心からおわびいたします。また、法令に従い職務を遂行すべき県職員がこのような事件を起こしましたことにより、県民の皆様の信頼を損なうことになり、非常に申しわけなく、県民の皆様、委員の皆様には深くおわびを申し上げます。

今後は、さらに研修等の充実を図りまして、職員一人一人に対しまして、いま一度法令遵守の意識を徹底させ、県民の信頼回復に万全を期してまいります。

続きまして、最近におけます土木部行政の動向について御報告申し上げます。

まず、川辺川ダム関係及び五木ダムについてでございますが、五木村の生活再建について、国、県、村の3者で一定の合意が得られ、治水の議論を再開する環境が整ったこと

から、去る9月5日に、ダムによらない治水を検討する場の第9回会議が開催されました。

今回の会議で、国から、初めて直ちに実施する対策実施後の治水の安全性が示されました。直ちに実施する対策を早急に進めるとともに、引き続き検討する対策についても、実現可能な対策はスピード感を持って実施の段階に移行していくことが必要であるとの共通認識が図られたと考えております。

引き続き、県としても、国や流域市町村とともに全力で取り組んでまいります。

また、五木ダムにつきましては、県の再評価監視委員会に中止の方針案を諮問しております。これまで、五木村議会、村民の皆様の御意見を伺っており、これらを踏まえて治水対策を取りまとめ、年内のできるだけ早い時期にお示ししたいと考えております。

次に、東日本大震災で避難されている方々等に、精神的な安らぎを感じられる空間を提供するため、くまもとアートポリスの伊東豊雄コミッショナーが企画され、県及び県内建築団体等が共同で進めているみんなの家プロジェクトについては、去る9月13日に建設地となる宮城県仙台市で起工式が行われ、今月中の竣工に向けて建築が進められているところでございます。

県としましても、引き続きこのプロジェクトを支援し、熊本から東北へ支援の心を届けることとしております。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案25件、報告関係4件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の9月補正予算は、本年6月10日から7月6日までに断続的に発生しました梅雨前

線豪雨に伴う県管理の河川、砂防、道路の公共土木施設の災害復旧及び再度の被害を防止するための砂防施設の整備など、災害関係事業に要する経費のほか、国庫補助事業の内示増等に伴う補正で、合計で9億1,154万5,000円の増額補正をお願いしております。

また、河川総合開発事業に係る債務負担行為の設定もお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、条例の改正として、風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についての2件、公共事業に係る市町村負担金について6件、工事請負契約の締結及び変更について5件、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について12件、計25件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告1件、熊本県道路公社を初めとした関係団体の経営状況を説明する書類の提出について3件、計4件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に係る土木部への影響について外4件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いします。

○金子監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料1冊、提出議案補足説明資料1部、経営状況を説明する書類3冊、その他報告事項5件の資料を用意いたしております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料によりまして、第1号議案平成23年度熊本県一般会計補正予算の概要について御説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

平成23年度9月補正予算資料についてでございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しておりますが、ただいま部長の総括説明にありまして、今回の補正予算におきましては、梅雨前線豪雨に伴う災害復旧費及び国庫補助事業の内示増を計上いたしております。

その内訳につきましては、上の表の2段目の今回補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業としまして、補助事業で1億円の増額、県単事業で1億1,730万円の増額を計上しております。

災害復旧事業といたしまして、補助事業で5億9,748万6,000円の増額、県単事業で9,500万円の増額を計上しております。

投資的経費計は9億978万6,000円となっております。消費的経費につきましては175万9,000円の増額を計上しており、合わせまして一般会計としまして9億1,154万5,000円でございます。補正後の一般会計の合計予算額は、その1つ下の段でございますが、820億5,984万4,000円となっております。

なお、その右の特別会計につきましては、今回は補正額はございません。

特別会計を含めた9月補正後の合計額は、一番右側の合計欄の2段目でございますが、901億9,846万3,000円となっております。

次に、2ページの平成23年度9月補正予算

総括表をお願いいたします。

すべて一般会計のみの補正額でございますが、各課の補正額とその財源内訳を記載しております。

都市計画課が640万円、河川課が7億9,424万5,000円、砂防課が1億1,090万円でございます。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

財源内訳としまして、国庫支出金が4億2,595万5,000円の増額、地方債が3億2,600万円の増額、その他が1億5,239万円の増額、一般財源が720万円の増額となっております。

今回の補正予算に係る土木部全体の予算額の状況は以上でございます。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料の3ページをお願いいたします。

都市計画総務費の都市計画調査費につきまして、640万円の増額補正をお願いしております。これは、右の説明欄に記載しておりますように、熊本都市圏総合交通体系予備調査を行う経費でございます。

この調査は、熊本都市圏都市交通マスタープランを策定するために行うパーソントリップ調査等の予備検討を熊本市と合同で行うものでございます。

これによりまして、都市計画課の補正後の予算額は、最下段のとおり、117億9,406万9,000円となります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○林河川課長 河川課でございます。よろしくをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

まず、最上段の河川海岸総務費で175万9,000円の増額を計上しております。内容は、2段目の河川管理費になります。

右の説明欄にございますように、熊本市の

政令市移行に伴う河川占用許可物件の現況調査などを行うための経費でございます。

次に、3段目の河川改良費で1億円の増額を計上しております。内容は、4段目の河川総合開発事業費になります。

右の欄にありますように、路木ダムの国庫内示増に伴う増額でございます。

また、同事業のダム管理設備工事に係る債務負担行為の設定を、記載のとおりお願いしております。

次に、下から2段目の河川等補助災害復旧費で5億9,748万6,000円の増額を計上しております。これは、ことしの6月から7月の梅雨前線豪雨で被災しました白川の護岸ほか、154カ所の災害復旧に要する経費でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

1段目の河川等単県災害復旧費で9,500万円の増額を計上しております。これは、災害復旧箇所の調査、測量設計のための委託費でございます。

以上、河川課の補正総額は、最下段にありますとおり、7億9,424万5,000円の増額で、補正後は121億1,735万9,000円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○高永砂防課長 砂防課でございます。説明資料の7ページをごらんください。

まず、2段目の単県地すべり対策費では、1,700万円を計上し、本年7月初旬の梅雨前線豪雨により被災しました山都町白谷地区と芦北町脇迫地区の2カ所を予定しております。

3段目の単県急傾斜地崩壊対策費では、9,390万円を計上し、本年6月中旬と7月初旬の梅雨前線豪雨により被災しました上益城振興局管内4カ所と天草地域振興局管内6カ所の計10カ所を予定しています。いずれの単県事業も、補助事業の対象とならない小規模な

箇所対策工事となります。

以上、砂防費として1億1,090万円の増額を計上いたしております。9月補正後の砂防課の合計は62億226万3,000円になります。御審議をよろしく申し上げます。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料の9ページをお願いいたします。

議案第8号風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

その概要につきまして、資料11ページで御説明をいたします。

条例制定の必要性ですが、放送法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、風致地区内において許可を受けることを要しない行為の見直し等を行うこととしたため、関係規定を整備する必要があるためです。

次に、改正の内容について御説明いたします。

大きく分けまして2つございます。1つ目は、条例第2条第2項に、風致地区内において許可を受けることを要しない行為、第3条に、許可のかわりに通知を要する行為の定めがあります。今回の放送法等の一部を改正する法律等により、有線放送電話が廃止され、放送事業が基幹放送に改められたことから、関係規定の整備を行うものです。

2つ目は、条例第2条第3項に、風致地区内における行為について、許可を受けることを要しない機関の定めがあります。このうち、独立行政法人雇用・能力開発機構が解散し、主要な業務が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に引き継がれたため、同機構に改めるものです。

なお、この改正にあわせて文言の修正と規定の整理を行っております。

この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○手島港湾課長 港湾課でございます。

議案第9号、港湾管理条例の一部改正についてでございます。資料の13ページをお願いします。内容は、14ページの概要版で説明いたします。

条例の名称は、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例でございます。

改正が必要になった理由は、平成23年4月28日に成立しました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の第31条により港湾法が改正されたため、関係規定を整理する必要が生じたためでございます。

港湾課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○金子監理課長 15ページをお願いいたします。

熊本県が施行する公共事業の経費に対する市町村負担金について御説明させていただきます。

市町村負担金につきましては、第16号議案から第21号議案まで6つの議案を御提案申し上げておりますが、複数の課の事業で構成されておりますので、監理課から一括して説明させていただきます。

今回の提案に当たり、市町村に対しまして事業計画の明細を十分に説明し、市町村負担金に係る同意を得た上で提案しております。

それではまず、第16号議案平成23年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

左の欄が事業名、右の欄が負担すべき金額でございますが、単県道路改良事業等の3つの事業について、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点につきましては、3の地域道路改築事業につきまして、国庫補助率の

増に伴い10分の0.075引き下げ、10分の0.6から10分の0.525に変更しております。

次に、16ページをお願いいたします。

第17号議案平成23年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、熊本北部流域下水道建設事業等の6つの事業について、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点につきましては、4の熊本北部流域下水道維持管理事業につきまして、流入予測水量の増加が見込まれるため、市町村負担金の単価を、流入水量1立方メートル当たり4円引き下げ、50円から46円に変更しております。

次に、17ページをお願いいたします。

第18号議案平成23年度海岸事業の経費に対する市町負担金についてでございますが、海岸高潮対策事業等3つの事業について、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点につきましては、本年度の新規事業である2つ目の海岸堤防等老朽化対策緊急事業を追加しております。

次に、18ページをお願いいたします。

第19号議案平成23年度地すべり対策事業の経費に対する市町負担金についてでございますが、単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を定めるものでございます。

内容につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、19ページをお願いいたします。

第20号議案平成23年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、1の単県街路促進事業から、20ページにかけまして、23の事業について、地方財

政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点につきましては、7及び8の重要港湾改修事業について、本年度新規箇所八代港加賀島地区土砂処分場が、八代港以外の港湾のしゅんせつ土砂を受け入れることから、負担額を20分の1に軽減するため、八代港加賀島地区土砂処分場整備を除く事業と八代港加賀島地区土砂処分場整備に限る事業の2つに変更しております。

また、12及び13の重要港湾環境整備事業について、八代港大築島地区の事業が本年度ないため、括弧内から廃棄物埋立護岸のうち八代港大築島地区を除外しております。

次に、21ページをお願いいたします。

第21号議案平成23年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金についてでございますが、全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する経費に係る県負担金のうち市が負担すべき金額を定めるものでございます。

内容につきましては、昨年度との変更はございません。

市町村負担金につきましては以上でございます。

引き続きまして、第22号議案、第23号議案及び第25号議案から第27号議案につきまして、工事請負契約に関する議案になりますので、監理課から一括して説明させていただきます。23ページをお願いいたします。

第22号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、大牟田植木線活力創出基盤交付金内藤橋上部工工事他合併。工事内容は、橋梁上部工。工事場所は、玉名郡和水町内田地区内。工期は、契約締結の日の翌日から平成25年9月30日まで。契約金額は、6億7,935万

円。これは消費税及び地方消費税相当額を含む額でございます。契約の相手方は、ピーエス三菱・熊野組・興亜建設工業建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に施工計画書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しております。

施工計画としては、橋梁上部工工事について、コンクリートの品質管理に関する事項が重要であることから、下の表のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者としております。

25ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には5社の建設工事共同企業体に参加し、平成23年7月4日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、一番上の段の技術評価点が126.2で、7億4,190万円の予定価格に対しまして、6億4,700万円で入札したピーエス三菱・熊野組・興亜建設工業建設工事共同企業体が、評価値19.5054と5企業体の中で最も高い評価値となり、落札を決定しております。

27ページをお願いいたします。

第23号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、翔陽高校普通・特別教室棟改築その他工事。工事内容は、鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ面積5,025.81平方メートル。工事場所は、菊池郡大津町室1782地内。工期は、契約締結の日の翌日から平成24年8月15日まで。契約金額は、8億62万5,000円。これは、消費税、地方消費税相当額を含む額でございます。契約の相手方は、三和・岩下建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

第23号議案の入札経緯及び入札結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、記載のとおり設定しております。

2の評価に関する基準ですが、第22号議案同様、施工体制確認型総合評価方式で実施しております。

施工計画としては、RC造3階建て校舎の改築工事を、生徒及び職員がいる中で行わなければならないことから、下の表のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者としております。

29ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には3の建設工事共同企業体に参加し、平成23年7月4日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、上から3段目の技術評価点が115.5で、8億1,990万円の予定価格に対しまして、7億6,250万円で入札した三和・岩下建設工事共同企業体が、評価値15.1475と3企業体の中で最も高い評価値となり、落札を決定しております。

次に、31ページをお願いいたします。

第25号議案工事請負契約の変更についてで

ございます。

この議案は、平成21年11月定例県議会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更等のため、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。詳細につきましては、32ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、国道324号地域連携推進改築工事。工事内容は、橋梁下部工。工事場所は、上天草市松島町今泉地内。請負契約締結日は、平成21年12月17日。工期は、平成21年12月18日から平成23年10月28日までを、平成21年12月18日から平成24年1月26日までに変更。これは90日の延長になります。請負業者は、味岡建設工事共同企業体。契約金額は、4億9,665万円を5億513万4,180円に変更するもので、これは848万4,180円の増額となります。

工期変更の主な理由としましては、既設橋へ変状を生じさせない工法の検討に係る工期延長で、本工事施工箇所に近接する既設知十橋の橋台、橋脚の不同沈下等が確認されたため、一般交通の安全確保の観点から、今後の施工を既設橋に変状を生じさせない施工方法の検討や変位観測を慎重に行うことによる工期の延長でございます。

金額変更の主な理由としましては、現場の地質の変化に伴う橋脚埋め戻しの変更に係る増額で、橋脚の掘削を行った結果、当初想定していた地質との差異が確認されたため、埋め戻し土の土質改良が必要となったことによる金額の増額でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

第26号議案工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成22年2月定例県議会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため、契約金額の変更を行うものでございます。詳細につきましては、34ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、国道266号地域連携推進改築工事。工事内容は、トンネル工。工事場所は、上天草市龍ヶ岳町高戸地内。請負契約締結日は、平成22年3月3日。工期は、平成22年3月4日から平成23年10月31日。請負業者は、吉田・中村建設工事共同企業体。契約金額は、6億3,000万円を6億232万6,229円に変更するもので、これは2,767万3,771円の減額となります。

金額変更の主な理由としましては、建設発生土の搬出先の変更により運搬距離が短くなったことに伴う減額でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

第27号議案工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成20年9月定例県議会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため、契約金額の変更を行うものでございます。詳細につきましては、36ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、春日池上線住宅市街地総合整備促進工事。工事内容は、トンネル工。工事場所は、熊本市春日5丁目から池上町地内。請負契約締結日は、平成20年9月30日。工期は、平成20年10月1日から平成23年11月30日。請負業者は、鹿島・山本・大政・諫山建設工事共同企業体。契約金額は、27億7,536万円を28億2,054万9,929円に変更するもので、これは4,518万9,929円の増額となります。

金額の変更の主な理由としましては、環境対策の変更等による増額で、工事箇所に近接する住宅地への騒音、振動を軽減するため、工法を変更したことによる増額でございます。

工事請負契約関係については以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、資料37ページの第34号議案から資料60ページの第45号議案までの12件でございますが、議案説明の前に、さきの6月定例議会で、道路事故に対します今後の再発防止策について御説明いたしました。今回は、その取り組み状況を御報告いたします。

お手元の提出議案補足説明資料に従いまして御説明いたします。

1枚のA4の右肩に、提出議案補足説明資料というタイトルを打ってございます。それをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の平成23年の事故発生状況でございますが、8月末までの数字をまとめたものでございます。

ことしの1月から8月までの事故届け出件数は63件で、昨年同期と比べ約1.7倍となっております。このうち、9月定例議会で提出の12件の中には、前回委員会で御説明しました山都町の連続事故の一部も含まれています。

ことしは、阿蘇地方における降雪や降雨が平年の約1.5倍もあり、阿蘇、上益城など山間部を中心に、穴ぼこによる事故が例年より多く発生した一つの要因ではないかと考えております。事故の原因となる穴ぼこの予防対策として、舗装自体の強化手法等について、現在検討を進めているところです。

次に、2の6月議会後の取り組み状況でございます。

ことし、阿蘇や上益城、八代で、同じ箇所連続事故が発生したことを踏まえ、道路の異状が発生した場合の対策として、次の3項目について取り組みを行っております。

1つ目は、道路損傷等に関する通報先の一般への周知ですが、国土交通省が24時間運営しています道路緊急通報ダイヤルシャープの9910を通じて、県の担当者へ夜間、休日にも連絡がとれる体制を利用し、一般からの情報収集を行うこととしました。

緊急通報ダイヤルの周知のため、資料の裏面に記載してありますようなカードやポスターを作成し、運転免許センターや道の駅などの公共施設に配布することとし、一部施設では既に掲示等を始めています。

また、県警本部の御協力もいただき、ラジオ番組の「道路交通情報」において、緊急通報ダイヤルのメッセージ放送を行っていただくよう依頼しまして、8月から放送を開始しております。

2つ目の道路情報提供に関する協定締結についてですが、日常的に道路を利用されます業界団体等と協議を行い、趣旨に賛同いただいた団体と順次協定締結を行っており、あわせて緊急通報ダイヤルのポスターなどの配布も行っているところです。

最後に、応急補修方法、休日の道路パトロール、速やかな交通規制等についてですが、道路の維持、補修及びパトロールに関する業務内容を記した要領、仕様書の内容を強化する改定を行い、8月から休日パトロール等を実施しております。

ただいま御説明しました取り組みの効果は、今後見えてくるものと思っておりますが、引き続き、道路管理者として、県民の安全、安心を確保すべく、危機感を持ってしっかりと取り組んでまいります。

以上が道路事故の未然防止に向けた取り組み状況の御報告でございます。

引き続き、提出議案の御説明を行います。説明資料に戻っていただきたいと思っております。

初めに、第34号議案でございますが、資料の37ページから38ページをお願いします。

本件は、平成23年4月17日午前3時ごろ、一般県道下浦馬場線の天草市栖本町馬場地で、道路左側ののり面から落下してきた石に通行中の軽四輪貨物自動車と衝突し、同車のフロントバンパーなどを損傷したものであります。

和解の相手方には、通行中の車両の直前に

落ちてきたものであり、回避することは困難であることなどを考慮して、自動車の修理費の全額に当たる6万4,365円を賠償しております。

次に、35号議案でございます。資料の39ページと40ページをお願いします。

本件は、平成23年4月27日午後11時10分ごろ、主要地方道菊池鹿北線の山鹿市鹿北町岩野地内で、道路右側ののり面から落下していた石に通行中の普通乗用車が衝突し、運転者と同乗者1名の計2名が頸椎捻挫の軽症を負い、同車のフロントバンパーなどを損傷したものであります。

和解の相手方は、直前で落石に気づいており、道路状況に応じた速度で進行していれば回避できた可能性があることなどを考慮して、治療費及び自動車の修理費の3割に当たる3万8,194円を賠償しております。

続きまして、資料41ページの36号議案から資料50ページの40号議案までの5件につきましては、さきの6月議会で概略を報告しておりましたが、ことしの5月のゴールデンウィークの期間中の5月4日の午前11時30分ごろから午後6時ごろにかけて、上益城郡山都町東竹原の国道325号において、道路舗装面に穴ぼこができたことにより、同一箇所です。タイヤパンク等の物損事故が連続して7件発生したものです。

なお、このうち2件については、被害額が少なかったなどの理由により請求が取り下げられています。

今回提出議案の5件につきましては、いずれも和解の相手方が道路状況に応じた運転をしていれば穴ぼこを回避できた可能性があるなどを考慮しまして、損害額の3割をそれぞれ賠償することとして、36号議案が1万3,860円を、37号議案が6万6,600円を、38号議案が6万7,662円を、39号議案が1万7,955円を、40号議案が4,536円を賠償しております。

次に、第41号議案でございますが、資料51ページと52ページをお願いします。

本件は、平成23年5月11日午前7時40分ごろ、一般県道住吉熊本線の合志市幾久富地内で、道路舗装面にできていた穴ぼこに通行中の軽四輪乗用車の右前輪部を落輪させ、その衝撃でホイールキャップが外れ、対向してきた普通乗用車のフロントバンパーなどを損傷したものであります。

和解の相手方が道路状況に応じた運転をしていれば穴ぼこを回避できた可能性があることなどを考慮して、自動車の修理費の3割に当たる2万3,352円を賠償しております。

次に、第42号議案でございますが、資料53ページと54ページをお願いします。

平成23年5月29日午後0時30分ごろ、主要地方道山鹿植木線の山鹿市鹿央町姫井地内で、道路左側ののり面から倒れてきた竹が通行中の軽四輪乗用車を直撃し、同車のボンネットなどを損傷したものであります。

このケースでは、和解の相手方には、通行中の車両に直撃してきたものであり、回避することは困難であることなどを考慮して、自動車の修理費の全額に当たる13万9,848円を賠償しております。

次に、第43号議案でございますが、資料の55ページと56ページをお願いします。

本件は、平成23年5月29日午後7時45分ごろ、一般県道辛川鹿本線の菊池郡菊陽町原水地内で、道路舗装面にできていた穴ぼこに通行中の普通乗用車が落輪し、同車の左前輪のタイヤなどを損傷したものであります。

和解の相手方は、夜間の降雨の中ではあったものの、道路状況に応じた運転をしていれば穴ぼこを回避できた可能性もあることなどを考慮して、自動車の修理費の7割に当たる1万7,080円を賠償しております。

第44号議案でございますが、資料57ページと58ページをお願いします。

本件は、平成23年6月18日午後10時30分ご

ろ、一般県道八代不知火線の八代市井揚町地内で、道路舗装面にできていた穴ぼこに通行中の軽四輪乗用車が落輪し、同車の右後輪のタイヤを損傷したものであります。

和解の相手方は、夜間の降雨中ではあったものの、道路状況に応じた運転をしていれば穴ぼこを回避できた可能性があることなどを考慮して、自動車の修理費の7割に当たる6,580円を賠償しております。

なお、本箇所におきましては、このほかに同様の被害届け出があっており、現在示談交渉中でございます。

最後に、第45号議案でございますが、資料59ページと60ページをお願いします。

本件は、平成23年6月19日午後5時ごろ、主要地方道小川嘉島線の熊本市城南町鰐瀬地内で、道路舗装面にできていた穴ぼこに通行中の軽四輪乗用車が落輪し、同車の左前後輪のタイヤを損傷したものであります。

和解の相手方は、道路状況に応じた運転をしていれば穴ぼこを回避できた可能性があることなどを考慮して、自動車の修理費の3割に当たる6,237円を賠償しております。

道路保全課関係の提出議案は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○金子監理課長 監理課でございます。61ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法180条第1項の規定によりまして行いました専決処分の報告でございます。詳細につきましては、62ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成23年1月17日午後3時45分ごろに、阿蘇市一の宮三野地内の相手方宅地内で発生したものでございます。

相手方との示談交渉の結果、県の過失10割で合意したものでございまして、損害賠償額

は5万9,745円でございます。

事故の状況としましては、阿蘇地域振興局土木部用地課嘱託職員運転の公用普通貨物車が、幅員2.5メートルの市道で方向転換するため相手方宅地内にバックで進入したところ、ブロック塀に接触したものでございます。

なお、損害賠償額は、県が加入している任意保険で対応したものでございます。

職員の交通事故防止、交通違反防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増田道路整備課長 道路整備課でございます。63ページをお願いします。

報告第18号熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出についてです。

熊本県道路公社の経営状況につきまして、お手元に配付しております冊子、平成23年9月熊本県道路公社の経営状況を説明する書類により説明させていただきます。

まず、1ページをお願いします。

平成22事業年度事業報告書でございますが、道路公社の設立目的、事業の概要及び実施状況を記載しております。

次に、2ページをお願いします。

松島有料道路の通行台数及び通行料金収入の状況を記載しております。

平成22年度の通行台数は約184万台、1日当たり約5,040台、通行料金収入は約3億4,100万円、1日当たり約93万円と、計画を上回っております。

3ページをお願いします。

貸借対照表でございます。

これは平成23年3月末現在の財務状況を示しており、資産の部は、流動資産及び固定資産を合わせた43億3,740万円余となっております。

右欄、負債及び資本の部でございますが、

負債は、道路建設のために借り入れた借入金の残額等でございます。また、資本は、県からの出資金等でございます。

4ページをお願いします。

損益計算書でございます。

右側の収益の部は、松島有料道路の料金収入及び松島有明道路の受託業務収入等で、3億6,470万円余となっております。

また、左側の費用の部は、一般管理費や道路の維持管理費及び建設資金を償還するための償還準備金などでございます。

5ページをお願いします。

財産目録でございます。

これは平成23年3月末時点の道路公社の財産の状況でございます。資産を5ページに、負債を次の6ページに記載しております。内容は、先ほどの貸借対照表と同様でございます。

7ページをお願いします。

平成23事業年度事業計画書でございます。

本年度も、料金徴収業務及び道路維持管理業務を行います。また、昨年に引き続き、松島有明道路の維持管理業務を県から受託しております。

最後に、8ページをお願いします。

平成23事業年度収支予算書でございます。

収入として、短期借入金1億3,000万円余、通行料金収入3億4,000万円などを予定しております。

支出としましては、一般管理費4,700万円余、道路管理費8,800万円余、建設費用等の元金償還金2億8,700万円余などを予定しております。

なお、松島有料道路の先線であります松島有明道路の供用に伴いまして、松島有料道路の交通量が増加しておりまして、松島有料道路の供用時点の年次計画で見込んでおりました計画台数を上回っております。道路公社の経営も安定しております。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を

終わらせていただきます。

○林河川課長 河川課でございます。

64ページの報告第19号でございますが、お手元の冊子、財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類に沿って説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

平成22年度事業の実施状況でございます。

この基金は、白川水系の立野ダム建設に伴い必要となります水没地域住民の生活再建及び水没関係地域である南阿蘇村の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査などを行うために、平成5年に設立されたものでございます。

平成22年度の事業実績ですが、22年度は、南阿蘇村が行います基金対象事業の実施がございませんでしたので、1の水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付に係る事業はございませんでした。

また、2のダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡といたしまして、記載のとおり、理事会及び評議員会を開催しております。

2ページをお願いいたします。

平成22年度の収支計算書でございます。

中央の決算額の列でございますが、中段の収入合計B、379万7,023円に対しまして、下から3段目の当期支出合計Cは8万3,200円となっております。

最下段の次期繰越収支差額は、BからCを差し引いた371万3,823円でございます。

3ページは、平成23年3月31日現在の貸借対照表でございます。

4ページをお願いいたします。

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの正味財産増減計算書でございます。

5ページは、平成23年3月31日現在の財産目録でございます。

Iの資産の部ですが、流動資産合計と固定

資産合計を合わせた資産合計は、一番右の列にありますように、3,371万3,823円となっております。

その下、Ⅱの負債の部ですが、負債はございませんので、最下段の正味財産は、資産合計と同額になります。

7ページをお願いいたします。

平成23年度の事業計画でございます。

1の水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付でございますが、23年度に関しましては、南阿蘇村が行います基金対象事業の予定はございません。

なお、基金対象として全部で15の事業がございますが、残る事業としましては、スポーツ広場と公園整備など5事業となっております。いずれもダムの発生土または土捨て場を活用する予定でございますので、今後のダム工事の進展にあわせて資金の交付を実施してまいります。

2のダムの建設に伴い必要となる情報交換及び連絡につきましては、理事会及び評議員会の開催を予定しております。

以上で財団法人白川水源地域対策基金の経営状況の説明を終わります。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

65ページの報告第20号につきまして、お手元の熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類に沿って説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成22年度事業の実施状況でございます。

(1)の分譲事業ですが、光の森で62区画、宇土・入地ニュータウンで3区画、菊南ひかりヶ丘で4区画の合わせて69区画を分譲いたしました。

(2)の賃貸管理事業ですが、宇城市、熊本市の3団地で合計138戸の公社賃貸住宅を管理、運営するとともに、公社ビル等の管理事業を実施いたしました。

(3)の管理受託住宅管理事業ですが、県営

住宅及び都市再生機構住宅等の管理業務を受託しております。

その他の事業といたしまして、光の森におきまして、住宅展示運営事業を実施いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページと3ページが貸借対照表でございます。

まず、2ページの資産でございますが、右の当期決算額の欄の最上段、流動資産の合計が29億2,000万円余となっております。中段から固定資産でございますが、資産合計といたしまして、最下段に記載しておりますとおり、48億4,000万円余となっております。

次に、3ページの負債及び資本でございます。

上段が短期借入金でございますが、流動負債で16億6,000万円余となっております。中段が固定負債でございますが、合計が20億9,000万円余でございます。下段の資本金の欄でございますが、資本金が1,000万円、これは県の出資金でございます。剰余金が27億3,000万円余で、負債及び資本の合計が、最下段のとおり、48億4,000万円余となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、事業収益が、右の当期決算額の欄の最上段でございますが、18億4,000万円余でございます。これらの事業に係ります事業原価が13億9,000万円余、一般管理費が4,000万円余となっておりますが、事業利益が4億円余、これから経常費用等を差し引いた当期純利益が、最下段のとおり、1億8,000万円余となっております。

5ページの剰余金計算書、6ページから7ページのキャッシュ・フロー計算書、それから、8ページから11ページの財産目録につきましては説明を割愛させていただきます、12ページをお願いいたします。

12ページは、平成23年度の事業計画でございます。

まず、分譲事業でございますが、光の森で55区画、宇土・入地ニュータウンほか3団地で18区画、合わせまして73区画の分譲を予定しております。

その他の事業につきましては、平成22年度とほぼ同じ内容で事業を進めてまいります。

次に、13ページをお願いいたします。

平成24年3月31日現在の予定貸借対照表ですが、負債及び資本の合計が、最下段の35億6,000万円余となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

予定損益計算書ですが、最下段に記載しておりますとおり、平成23年度の純利益といたしまして2億円余を見込んでおります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○松岡徹委員 簡単な方からいきますと、22号議案、この内藤橋工事関連で、ちょっと私の方に地元から相談があっている件で、右岸の山切り工事の中で、地表から1.5メートルのところからなんさま遺骨が出てきて、それで大体20体ですかね。そこの土砂を小学校の用地に使うということで、えらい地元では問題になって、それで7月22日時点で和水町教育委員会と協議が調って、三加和統合小中学校予定地へ搬出を開始したというけれども、地元としては、とにかく小学校の敷地に使う土砂を墓場から持ってくるというのはやめてくれというのが非常に強いんですよ。その辺のところは一体どぎゃんふうになつとつとかなと思って。どなたかわかる人がおれば、どういう経過、県としては、どう

いう報告を受けて、どういう対処をされてきたかということですね。

○増田道路整備課長 道路整備課でございます。

今委員お話しのことにつきましては、うちの方で報告を受けておりませんので、帰りまして至急調べまして、また御報告したいと思います。済みません。

○小早川宗弘委員長 調べて報告してください。

○松岡徹委員 報告受けとらぬとですか。ちょっとやっぱり解せぬな、こういうのが。県がやっている工事でしょう。ということは、業者が握りつぶしとるとのことなのかな。しかし、町の教育委員会なんかは知つとるわけだね、この協議。だけん、ちょっとあんまりよろしいケースじゃありませんよね。ぜひちょっと調査して……。

○増田道路保全課長 はい。

○松岡徹委員 なんさま地元の人の要望は、やっぱりそぎゃん土はもう戻してくれというのが強いんですよ。ですから、やっぱりデリケートな問題がありますよね、小中学校の用地ですからね。そういう点、ちょっと指摘をしておきたいと思います。

○小早川宗弘委員長 じゃあ、後で、課長、報告をしてください。

○増田道路保全課長 わかりました。済みませんですけども、至急調べまして御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○東充美委員 変な質問が今出ましたけれどもね。まともな質問になるかもしれません

が、3ページになりますけれども、都市計画課の中で、都市計画調査費ですかね。何というんですかね、これはパーソントリップ調査というか、熊本市とあわせて合同でということですが、大体熊本の都市圏全体が、いろんな形で——熊本自体が、やっぱり道幅が狭くて、曲がりくねっているというイメージがあるんですよ。その中で、何というか、やっぱり渋滞箇所とか、いろんなところがあると思うんですよ。私たち菊陽とか、熊本市の周辺も、今いろんな形で道路行政がおくれているとおくれていると言われてはいますが、こういう熊本市と合同で行うという、どんな調査をするんですか。

○内田都市計画課長 熊本都市圏のパーソントリップ調査を行います。今回の予備調査では、そのパーソントリップ調査を行う前に、都市圏の現況把握、課題整理を行いまして、対象圏域、調査体制、調査項目等、基本的な事項を決めるために検討をしたいという経費でございます。

○東充美委員 だから、何というかな、熊本市と、その周辺はもう関係ないというわけですね。都市圏全体をこう……。

○内田都市計画課長 熊本市及びその周辺の都市圏として調査をいたします。

○東充美委員 都市圏としてやるわけですね。だから、幅は熊本市だけじゃなくて、幅広く感じるわけですよ。

○内田都市計画課長 委員の御指摘のとおり、熊本市とその周辺につきまして、今回の予備調査で、どの圏域を調査したらいいかも含めまして検討したいというように考えております。

以上でございます。

○東充美委員 ということは、今まで全然そういう調査というのはなかったわけですかね。これから予備調査に入るということだから。

○内田都市計画課長 パーソントリップ調査につきましては、これまで昭和48年、59年、平成9年と3回実施をしております。

○東充美委員 まあ、それはわかります。それで、先ほど、何だったですか、カードみたいなのがありましたね、穴ぼこを知らせるとかいうあのカード。あれも、これはいい形で、今回も6月議会のときもびっくりしましたけれども、いろんな裁判ざたにこれだけなっているということで、いろんなところから、例えばトラック協会とかバス協会とかいろいろなことをやるということですが、ああいう、何というかな、来年4月から熊本市が政令市になりますよね。そうしたら、維持管理なんかも変わってくるでしょう。例えば熊本市のトラック協会あるいはタクシー協会とかいろいろなことをしよっても、この維持管理の方は、熊本市域は熊本市で、政令市でやるわけですかね。それ以外を県でやるということですから、その協定のやり方も、今度、来年4月以降は変えていくんですかね。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

来年の4月1日の政令市移行に伴いまして、今私ども県が管理しています国県道の維持管理は、すべて熊本市が行うこととなります。その際、今回、協定締結を既に5団体と実はやっております。具体的には、熊本県のタクシー協会、それから県のバス協会、それから熊本県の測量設計コンサルタント協会、それから熊本県の退職者建設技術協会、熊本

県トラック協会、この5つの団体と既に協定を締結しておりますけれども、県のそれぞれトラック協会、タクシー協会、バス協会は、熊本市の協会を包括しているというふうに聞いておりますので、県の協会と協定締結しておれば、その旨市の方にも——会員さんは同じメンバーの方が大半だろうと思っておりますので、継続して継承していただけるものというふうに解釈しております。

以上です。

○東充美委員 ということは、もうどんな情報が入ってきて、例えば熊本市のことに関しては県は関与しないという形になるんですよ、来年4月以降は。いろんな情報があったら。

○亀田道路保全課長 一般の方へ今配布していますあるいは協定を締結してもらった団体へ配布していますカードにつきましては、先ほど説明しましたように、シャープの9910という、これは国土交通省の九州地方整備局が管理しています道の相談室の緊急ダイヤルなんです。24時間受け付けをしていただいておりますので、その受け付けした後に、それぞれの場所と路線名を確認した上で、市道であれ、県道であれ、国道であれ、それぞれの管理者に連絡がその道の相談室の9910の担当者から行くようになっておりますので、熊本市に管理が4月以降移管されても、情報の伝わり方は全く同じような伝わり方になるかと思えます。

以上です。

○東充美委員 わかりました。

あと1点よかですか。

これは道路保全課の一番下の説明資料の補足ですけれども、8月から全県下において休日パトロール開始と書いてありますけれども、これは、人員と、月に何回やるのか。そ

れと、燃料代等を加えるとすごい費用になると思うんですけれども、大体どこまで、どういう状況になるのか、ちょっと教えていただけますか。

○亀田道路保全課長 8月の改定までは、休日のパトロールをするというルールがございませんでした。ただ、今回の春先の連続事故等を見ますと、いずれも休日の事故が多く発生していることを踏まえまして、8月に休日パトロールまでやるようにルールを改正したところでありまして、管理と申しますか、道路パトロールの頻度につきましては、交通量あるいはその路線が例えば観光道路であるとか、そういった特異な道路であるところについては少し重点的なパトロールをやるようにしております、それ以外の山間部の極めて交通量が少ない道路については、それなりに頻度を落としているところでございます。

現在、私どもがパトロールの要項で決めている頻度につきましては、1日の交通量が5,000台以上につきましては、週4回以上のパトロールを実施するところにしておりまして、それから、5,000台から3,000台、3,000台から1,000台、あるいはそれ以下のところについては、月に3回とか、そういった少し仕分けをしてパトロールを実施しているところであります。

○東充美委員 確かにやっぱり頻度によって分けてあるんですね。

今どこに行っても予算がないから予算がないからと言われて、道路の傷んだところが多いと思うんですけれどもね。やっぱりこういった形で、まあ5,000台以上を4回という、週に1回ずつですかね。大変と思うけれども、やっぱりこれだけ裁判ぎたが多くなれば、それは回数はなるだけ多い方がいいと思います。どうも。

○亀田道路保全課長 ありがとうございます。今後もしっかりとその管理者によるパトロールも強化しつつ、皆様方からの情報提供も、すそ野をなるべく広くしていくように考えております。

それと、何班でとかいう御質問がありましたでしたかね、パトロールの班数が。

現在、熊本土木事務所と10振興局で、直営の監視委員によるパトロール班が14班ございます。最低直営班が1個班は振興局の中で回っているわけでございます。そのほかの——少し直営班だけでは足りないものですから、足りない分については、平成17年から少しずつ民間委託にシフトしているところでございます。

現状は以上でございます。

○緒方勇二委員 道路保全課に、東委員と同様のことでお尋ねいたしますけれども、穴ぼこの方の説明は受けました。穴ぼこ以外にも、落石、倒木等、どのような事故が多いのか、その説明と、それから1月から8月まで随分ふえてきたように思うんですが、9月以降の発生状況、それから、前回の委員会のとときに、4,000キロほどあるうちの100キロ程度というふうに聞かせていただきましたけれども、10年が舗装の寿命だとしたときに、この100キロの舗装の打ちかえとか、これで一体追いつくのか、強化舗装の手法については検討するというような説明を受けましたけれども、どういう形で検討されておるのか、ちょっと詳細をお聞かせ願えればと思っております。

○亀田道路保全課長 まず1点目の委員御質問の穴ぼこ以外の道路事故でございますけれども、そのほかには——穴ぼこが一番多いんですけれども、落石でありますとか、倒木とか、あるいは側溝ふたあたりが少し古くなって、施設が不備になったところにたまたま車が入って車を損傷したとか、あるいは落下

物、そういった原因によります事故が発生しております。

次に、9月以降の事故の発生状況でございますけれども、現在届け出があつています件数は5件あつてございます。内訳は、側溝のふたの不具合が2件、それと、そのほか1件ずつですけれども、倒竹、落石、落下物直撃、これは街路樹の枝が風あたりで落ちまして、それに車がぶつかったという事故でございますけれども、それぞれ1個ありまして、都合9月以降は5件の報告があつております。

穴ぼこにつきましては、梅雨明け後は届け出は非常に少なくなつておるということも実態でございます。

それから、舗装の補修の実態でございますけれども、約4,000キロの国県道を県の方で今管理しておりますが、年間の舗装補修に必要とします財源も限られておりますものですから、大体年間100キロ程度の舗装の打ちかえあたりをやっておるところでございます。

これについては、5年ごとに路面の調査を今やっておりまして、それに基づいて、非常に劣化といいますか、傷みがひどいところについて特に優先してやるように心がけておりまして、それも、委員がおっしゃるように、4,000キロの分の100キロといいますと、数字だけ見ますと非常に少ないように思われます。もう少し効率的な維持管理ができないのか、少ない予算の中で効率的な舗装の補修をやるような検討も現在行っておりまして、年度内には長期的な舗装の維持管理計画をまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 強化舗装の手法について検討ということは、今のお話しのことでよろしいんですかね。5年置きに調査して、劣化が激しいところを優先的にやって、ある意味、本当は10年置きに打ちかえなんだろうけれども、延命化を図っていく、劣化が激しい路面

についてはいち早く取り組むというふうなお考えでよろしいんですか。

○亀田道路保全課長 舗装の寿命というのが、御存じのように、10年、15年とか、定量的になかなか出ないのが舗装の寿命でございます。影響が大きいのは重車両の割合が多い道路ですね。通行が多い道路については、やっぱりどうしても舗装の寿命が短くなる傾向がございます。

当然ながら、設計段階でその辺は配慮したところでやっておりますけれども、従来、熊本県が舗装設計をやる上から、おおむね何年もたせようという計画の中で、考え方の中で、舗装の設計年度を約10年で今やっているところが多いんです。

これについても、場所次第、あるいは地盤の状況とか、あるいは積雪があるなしとか、いろんな気象状況等も絡んでまいりまして、そういったところも加味しまして、舗装の今までやってきた設計10年という考え方を、場所によっては15年、20年と、少し厚みを増す——当初は金が多少かかっても、将来的にそういった維持管理費が低減できるようなことあたりも今考えているところであります。それが、いわゆる舗装の強化も含めて、今検討しているというところでございます。

以上でございます。

○緒方勇二委員 ポスターとかカードとかつくっていただきましたけれども、これの発行枚数とか、どの程度出されておるのか。

それから、地方の方におりますと、特に亀甲状にひび割れた路面を最近たくさん見かけるようになりました。それから、梅雨時も明けて、本当に倒木が多いなというふうに感じております。先ほど、14班ぐらいの体制で、まあ5,000台以上だと週4回ですか、回られるということでしたけれども、車両の通行台数によって巡回の頻度が違うんでしょうけれど、

ども、地方では、本当にだれかが気づく前にはだれかが届け出てくれるんでしょうけれども、本当にそういうところが目につくようになってきました。本当に手が行き届いてないのかなというふうに感じるような次第です。

まず、このポスター、シール、カード、どれぐらい周知を図る上で枚数を出されたのか。それから、協定を結ばれた団体の数ですね。団体名等はわかりましたけれども、どの辺までふやしていくのかも含めてお尋ねいたします。

○亀田道路保全課長 今回、啓発用のポスターを約3,000枚、それから、シールですけども、これはトラック協会の会員の方が使われる商用車両といいますか、トラックの車内に張ってもらうシールですけども、これを2万5,000枚、それからカードを3万1,000枚ほど作成しております。配布先は、ポスターは各地域振興局であり、あるいは市町村の役場、道の駅あたりに配布しております。

それから、先ほどちょっと申しましたけれども、協定締結が終わったところが現時点では5団体でございます。今後とも、そういった団体を、御協力いただけるところをお願いしてまいりたいと考えておりまして、新聞社の販売店さんあたりに今御相談をしようかということを考えておりまして、そのほかにもJAFとか、そういったところとも——JAFは大体いけそうですので、近々協定が締結できる運びとなるかと考えております。そういうところでございます。

それと、地方部においてのパトロールが少し手薄ではないかという御心配でございますけれども、私どもも、地方と都市部と関係なくではございませんけれども、交通量によって多少頻度は変えざるを得ないところではありますけれども、しっかりパトロールを地方部においてもやって、事故が発生しないように、一生懸命取り組んでいきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○緒方勇二委員 締結の団体の中に、例えば介護施設の送迎用の方々あるいは社協関係、この方たちはくまなく回られるんですよね。その辺もぜひお願いしてみたらと思いますですね。そういうお願いを、要望もして。

○亀田道路保全課長 ありがとうございます。一応、そういった道路を日常使われている団体の方あたりに、もう少し御協力をお願いしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○松岡徹委員 道路を聞いて、港湾を聞いて、そして路木ダム関連予算は請願の審議のところで時間かけていただきたいと思っていますので、まず最初、今の関係で道路関係についてですね。

道路の修繕問題がずっと議論になっているわけですが、僕がいろいろ調べたところによると、道路法の42条では、維持修繕について規定があるわけですが、2項で、政令で定めるということになっておるようです。

道路の構造については、いわゆる技術基準が構造令という形であるわけですが、その維持修繕についてのいわば技術基準ですね。国としての定まったものは、私の理解ではないんじゃないと思うんですが、その辺は県としてはどういうふうにつかんでおられますか。

○亀田道路保全課長 松岡委員が今おっしゃるとおり、道路構造令、道路法の30条で、道路構造に関する基本的な事柄を定めました政令は30条で規定されています。おっしゃいますように、42条が道路の維持または修繕の項目でございます。

これについては、何と書いてあるかという「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」というふうには要は趣旨を書いておりますが、道路の維持に關します統一的な政令は、今のところまだできていません。

ただ、私どもが、日常、例えば、橋梁であるとか、トンネルであるとか、そういった構造物、あるいはのり面、斜面ですね。そういった維持管理をしていく中では、それぞれの技術基準がございまして、そういった部門ごとの技術基準をよりどころとして設計をしたり、実施をしたりしているというのが実情でございます。

○松岡徹委員 それで、結局は政令で定められているけれども、政令はない。何があるかという、昭和27年の道路局長の通達というのがあって、これでは、従前の例によってやりましょうということになっている。

その従前の例というのは、大正時代の道路維持修繕令というのがあって、それからずっとたつて昭和に入って、昭和37年か、というのが何か要綱があるみたいですね。ですから、今何か地域主権改革で事務の一括とか何かあるでしょう。本当に僕は、道路の維持修繕問題では不明な点が多いというかな。

それで、大体今道路とか橋は主に高度成長時代につくられて、やがて寿命に来るというかな。今の時点で、大体国道関係で8%、10年後が27%、20年後は53%になるというわけですね。県道や地方道の場合は、大体それより1%ぐらい高いと。つまり、今が9%で、10年後が28%で、20年後が54%と、こういうふうになるらしいんですよ。

私は、この前も言ったけれども、コンクリートより人をというスローガンなんかがあって、いかにも聞こえはいいけれども——むだな大型の公共事業はいかぬけれども、やっぱ

り国民の生命、財産、安全、交通の利便を図る上で、こういったものについては肩をすぼめないで、うんとやっぱり胸を張って土木部も予算を要求すべきだというふうに思うんですよ。

例えば、予防保全と事後保全という考え方、やり方があるらしいんですけども、事後保全というのは、いよいよいかぬことから修繕すると、そうすると大体寿命が60年というわけですね。予防保全というのは、大体まだまだあれだけど、先取りに修繕していくと寿命が100年と、そういうようなレポートもあるわけですよ。

ですから、熊本県の土木行政の今後の戦略的なあり方としては、そこら辺のところにもう少しやっぱりシフトをしっかりといて、本当に必要な予算は国に対しても確保していくし、県内でも——何か土木予算はもう減るのが当たり前と、何か土木予算はピーク時の何割に減っておましてというのがあいさつ言葉になるような、そんなんじゃないかなという感じがするんですよ。むだなやつはいかぬですよ。しかし、こういう道路の維持修繕なんていうのは、先行的にもっとやっぱりきちっとしていく必要があるというようなことを思うんですけども、部長はその辺はどぎゃん思いますか。

○戸塚土木部長 これまでの高度成長期から、いろんな整備という形で予算を執行してきました。それがだんだんとストックがふえまして、これからは維持管理の時代ということで、今ちょうどその過渡期に入っていると。やはり予算がその中で縮小する中で、今後どこまで新たな整備の予算をセーブして維持管理に持っていくかと、これが一つの課題になっております。

ただ、そういった中で、先ほど委員の方から指摘がありましたとおり、いかに長くもたせるか、いわゆるライフサイクルコストを考

えた維持管理計画を持っていくかというのが非常に大事だと。先ほどそういったことを道路保全課長も説明しています。

もともと財源がどうなのかという話が——数年前に道路特定財源の問題がございました。そのときに、今後の維持管理に対するサービス、いろんなユーザーへのサービスにこたえるための予算は、やはり道路特定財源の維持だということでかなり訴えましたが、世の中のいろんな議論の中でそれは廃止されましたけれども、おっしゃるとおり、道路財源をどうしていくか。まあ、これは道路だけにかかわらず、いろんな社会資本の維持管理費をこれからどうしていくかというのは、非常に大きな問題というふうに考えております。

そういったことで、どういった形の予算を重点化するかという話については、我々も訴えていきますし、いろんな形でお話はさせていただきたいと思っております。

○松岡徹委員 それで、各委員からも指摘があっているように、いわばパトロールとか、さまざまな応急対策も当然必要だけど、私は、やっぱり全体として道路や橋の予防、保全という立場で、やっぱり60年の寿命よりも100年もたせるという考え方でシフトをしていくと。

そういうような点での、何といいますか、部長はやっぱりちゃんとその辺は見て考えていらっしゃるということがわかりましたけれども、土木部全体で——何しろ、いわば土木建設関係の予算は減る一方というあり方だけではいかぬと。実際の日本の社会構造では、社会資本の整備という点では維持修繕という時代に入ってきて、ここに相当シフトをしなきゃならぬということ、うんとやっぱり県政の中でも議論をしていく必要があるんじゃないかなということを思っております。

○小早川宗弘委員長 よろしいですか。

○松岡徹委員 あと港湾関係、まだ時間はよかかな。

港湾関係で、平成18年に、海上物流の基盤強化のための港湾法の一部改正というのがなされているわけですね。

○小早川宗弘委員長 松岡委員、今のところ議案関係の……

○松岡徹委員 港湾管理条例、第9号関連。それで、この港湾関係で——今度出ているのは海域とか何かだけど、ちょっと聞いておきたいのは、このあれでいくと——そして、それについての省令が出ているわけだけど、要するに、技術基準対象施設というのがあって、その施設は、必要とされる性能に関して、技術基準に適合するよう、建設、改良、または維持しなければならないと、こうなっているわけね。

どういふのがあるかという、例えば、施設部材の性能と、水施設では、航路、泊地、船だまり、防波堤、防潮堤、防砂堤、護岸、岸壁、物揚げ場、橋梁、荷さばき施設、こういうのがずっとあるわけですね。熊本港や八代港の場合、この法改正に基づく性能の適用といいますか、この法改正と省令に基づく対応というのはどのようにやられているのかなと、港湾管理条例に関連してちょっと引っかけた点があるので。どうですか。

○手島港湾課長 先ほど道路でもお話がありましたけれども、適正な維持管理は、もともと港湾管理者として必要だというふうに考えておまして、今回の法の改正ということで行うということではなくて、従来から可能な限り行ってきたと考えておるところでございます。

○松岡徹委員 課長、そうじゃなくて、それはもう当たり前のことでしたいね、今あなたがおっしゃった。これによると、そうは書いてないですよ。改正法において、港湾法を改正し、国土交通省令で定める技術上の基準を性能規定化することとし、技術基準対象施設は技術基準対象施設に必要とされる性能に関し、適合するよう、建設、改良、または維持しなければならないと、こういうふうになっているわけですね。

例えば、さらに細かく言うと、レベル2の耐震強化施設である物揚げ場にあつては、レベル2地震動等の作用に対応できるようなものになっているかどうかとか、そういうようなことが書いてあるわけですよ。

ですから、いわゆる以前からいわば耐震ということではいろいろな角度から法改正なんかがなされて、その一つだと思ふんですけども。だから、従来からやっているのとは違うんじゃないかと思ふんですけども、いかがですか。

○手島港湾課長 済みません、今の技術基準は性能規定ということで書かれているということで、今委員がおっしゃったんですけども、これはほかの土木構造物についても基本的に今性能規定と。従来は、仕様規定といまして、これだけのものが要るんだというような規定だったのが、今後はこれに対応するようなものだというような規定になったということがその法律で書かれているというふうに認識しておりますけれども。

○松岡徹委員 それで聞きよるとだけど、それで、それに適合するよう、建設、改良、または維持しなければならないと、こういうふうの規定されているわけ。だから、熊本港のさまざまな場所というのは、そういう点ではチェックはなされているんですかと、この法の改正に基づいてそれぞれのポイントが示さ

れているわけよね、ということを知っているわけ。

○手島港湾課長 ちょっと個別に説明となりますと、資料を持ってまいっておりませんが、基本的には、仕様としては、岸壁等については、先ほどレベル2とおっしゃいましたけれども、全国的にレベル1では皆さんやっている、レベル2については、港湾管理者が必要なところをやるというふうになっていると私どもは認識しておりますけれども。

今回、私どもの熊本港につきましては、10メートル岸壁がレベル2で港湾計画上位置づけておりますので、それを整備するときは、それをレベル2でやろうということで、ほかの岸壁について、すべてレベル2にする必要があるとは認識しておりません。

○松岡徹委員 そうじゃなくて……。

○小早川宗弘委員長 松岡委員、よろしいでしょうか。ちょっと議案の内容と少し内容が——議案に対する質疑と、あくまでもこの議案とは、この文言の修正というふうなことで、少しずつきておりますので、後で港湾課長の方から……。

○松岡徹委員 課長、もう少し詳しく、今の僕とのやりとりのつは、もう少し資料を添えて説明してもらって、その上でまた次の機会にでもやりましょうか。

○小早川宗弘委員長 そういうふうにしていただけますか。

○手島港湾課長 はい。

○泉広幸委員 済みません、私は、付託議案の16号から20号に関して、地元市町村の地元

負担金について、ちょっとお願いというか、ちょっとお話をお聞きしたいと思います。

私の地区も含めて、それぞれ合併をし、大変広範囲になっております。それで、要望箇所というか、そういうおこなっている箇所もたくさんあります。そういったことで、地元の市町村の負担金が大きいのしかかっているのが現状でございますので、何とか軽減というか、できないものか、負担金の軽減、見直し等は。そういう点をちょっとお話をさせていただきましてけれども。

○金子監理課長 負担金については、各法令に基づいて負担を求められることができるということになっております。

負担金の額については、今回説明したとおり、市町村についても、負担金の中身あるいは額についても丁寧に説明して、了解を得て、ただ、見直しができるものについては、額についても、提案しているとおり、個々に対応していきたいと思っております。

○泉広幸委員 今監理課長からお話いただきましたけれども、これも建設関係じゃなくて農林水産関係も——ここは場所は違いますけれども、一緒なんですよ。まだまだほかの市町村も含めて、やる場所はたくさんあります。しかし、大きく負担金がかかるので、市町村もやれない。それが負担金が軽減になると、あと2～3カ所でも要望箇所が少しでもやれるということがありますので、何とか検討をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○堤泰宏委員 じゃあ、3つほどお尋ねします。

まず、白川水源の基金、そして住宅供給公社の事業実施状況、そして最後に、部長のごあいさつの中のくまもとアートポリス東北支援のことで3つ。

まず、この白川水源地域、これは立野ダムのことですかね。それか、ほかにも白川水源にダムの計画があるのか。これは私も勉強不足で申しわけないんですけども、これはいつごろできたのか。それから、球磨川とか菊池川、緑川にもこういう基金があるのか、こしこ教えてください。

○林河川課長 まず御質問の1点目でございますが、この基金につきましては、白川の立野ダムを対象としております。設立につきましては、先ほど御説明しましたように、平成5年度に設立しております。

それから、ほかに白川水源としてダムの計画があるかというお話でございますけれども、これにつきましては、立野ダムに特化した基金になっております。

それから、ほかの例えば菊池川ですとか、緑川ですとか、そういった水系にこういった基金があるかというお話でございますけれども、基本的に水没戸数等によりまして水特法という法制度がございます。この立野ダムにつきましては、水没戸数が非常に少ないということで水特法の適用がございませんでしたので、こういった基金という形で地元の振興を図っているという状況でございます。

○堤泰宏委員 わかりました。水没家屋が対象じゃなくて、ほかの事業にこれは使っておりますよね。でも、立野ダムで大体わかったんですけどね。

それで、立野ダムは、工事がほとんど進んでないでしょう、現況は。それで、やっぱりある程度の時期にやるかやらぬかを地元言うてやらんと、地元は非常に期待しとる人もおりますし、もうやめてもらいたいという人もおりますし、そこら辺を、何かわかっとなることがあったら教えてください。

○林河川課長 立野ダムにつきましては、本

体の着手にまだ至っておらないということで、昨年9月にダム検証というものがございまして、その検証対象ダムに立野ダムは指定されております。基本的には、熊本市を流れます白川の改修の一環でございますので、県としては、その必要性というのは非常に認識しております。ただ、県といたしましては、検証については予断を持たずに今臨んでいるという状況でございます。

それから、検証対象ダムでございますので、着手の時期というのは現時点ではまだわかりません。ただ、国の方からは、残事業の実施にはおおむね10年程度かかるというふうにお聞きしております。

いずれにいたしましても、今再検証を行っておりますので、その結果次第で事業については進むものというふうに思っております。

○堤泰宏委員 その検証のとき、何かもう中止になったような新聞記事を1回見たんですけどね。それは皆さん見られたと思うんですけどね。

○林河川課長 今のところ検証の最中でございます。中止とか、そういった方針については決まっております。

新聞報道につきましては、ことしの1月24日に、流域の市町村長が参加した第1回目の検討の場というのが開催されておまして、それが記事になっているという状況でございます。

○堤泰宏委員 わかりました。

そうすると、今度は住宅供給公社ですよ。説明資料の1ページ。

まず、初歩的なことですが、この表現ですね。1ページの(2)と(3)、賃貸管理事業と管理受託住宅管理事業、これは中身がどんなふう違うか、まずちょっと。

○平井住宅課長 まず、(2)の賃貸管理事業でございますが、これは公社がみずから賃貸住宅を持っております。それを経営している事業ということでございます。それから、(3)の管理受託住宅管理事業でございますが、これは県営住宅、それから都市再生機構の住宅等の指定管理者になっておりまして、その管理業務を行っているという内容でございます。

○堤泰宏委員 そうすると、業務の内容は一緒ですよ、仕事の内容は。所有者が違うというだけでしょう。この所有者が住宅管理公社、それから熊本県、それから独立行政法人都市再生機構で、これは何ですかね。

○平井住宅課長 まず、事業内容につきまして、(2)の方は、これはみずから所有している、いわゆる家主としての事業を行っているということでございます。それに対しまして(3)の管理受託、これは管理の中の——全体ではございませんで、管理の中の部分的なものを受託しているという内容でございます。それから、都市再生機構、これはかつての住宅公団がこのような独立行政法人に変わってきているというもの、いわゆる国の外郭団体のようなものでございます。

○堤泰宏委員 管理事業というと、家賃の回収がまず一番ですよ。それから未納家賃の回収、それからこの住宅の損壊とかの補修とか営繕の仕事、大体一緒と思うですけどね。その(2)と(3)はどこが違うですかね。具体的に言うたがええですよ。こういうこういう管理をしとるということをですね。

○平井住宅課長 指定管理者として行っております事業の中では、例えば、入退去の管理、それから建物の簡易なものの維持修繕等をやっております。先ほどおっしゃった家賃

の徴収とか、そういった業務につきましては住宅課の方で行っております。

○堤泰宏委員 独立行政法人は。

○平井住宅課長 指定管理者として同じような業務をやっているということでございます。

○堤泰宏委員 いやいや、家賃の回収はどこがしよるとですか。

○平井住宅課長 申しわけございません、ちょっとそのところまでは確認しておりませんが、恐らく県の方の公社が県営住宅で行っている事業と同じような内容ではなかろうかというふうに思っております。済みません、役目としての正確なところは把握しておりません。

○堤泰宏委員 そこは私は統一されたがええと思うですね。自分で持っておられるのも、指定管理者で管理を受託されておられるのも、私は統一された方がええと思うですよ。なぜかという、これは指定管理者では4億4,000万円ですか、お金をもろちょんなはるわけでしょう。これに書いてあるのでは4億4,000万円ですよ。自分の所有は、これは経費はここに載つとらぬですけど、経費は要るはずですよ。一括して普通ならするような、一元化してするような気がしますけども、何かここがちょっと私はわからぬですね。縦割り行政じゃなかろうばってんですな。ここはちょっとまたいつか機会があったら説明ばしてください。

○平井住宅課長 委員長、わかりました。後日整理しまして、説明させていただきたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 後日、資料を整えて、委員の皆さん方すべてに資料を提供してください。

○堤泰宏委員 それでは、ちょっとこれは部長にお尋ねです。

部長のごあいさつのくまもとアートポリス東北支援、ここの「熊本から東北へ支援の心を届け」これはみんな大賛成と思うですね。一番熊本県が今支援をする立場にある相手は宮城県ですよ、たしか。土木部の職員さんもかなり行つとられると思います。

これは、心だけでなく、今度は7日に恐らく議決ですよ。13億円の県のお金も、まあどこに行くかわかりませんが、一応お金の支援も決まってるですね。

これはちょっと話が大きいですから、部長の答弁もなかなか、まあいじわるな質問になるかもしれぬですけど、被災地というのは、岩手と宮城と福島ですよ。私は数ははっきりわからぬですけど、この前防災の委員会、被災者が7万人、死者、行方不明者が1万9,000人台、それから流失家屋が2万5,000戸ぐらいですかね。

そうすると、岩手、宮城、福島には、どれぐらいの人口が住んでおられるのか。恐らく400万人以上住んでおられるですね。家屋が何百万戸あるのか。それからすると、この割合というのは、非常に、まあ割合が低いと言うとかぬけれども、割合は低いんですよ。何か私たちだけが東北支援をせないかぬように、まあ私のひがみかもしれぬけど、感じます。岩手、宮城、福島は、お互いに土木部の職員を出し合いっこしたり、農業土木の職員を出し合いっこしたり——これは県だけじゃないですよ。この被災地の市町村を含めて、どれぐらいやっつとるのか、私たちには見えないんですよ。ただ、支援をしましょう、頑張りましょう、立ち上がれ日本と言いながら、何かさっきいろんな御意見が出とつ

たですけど、よそのいろんな予算を削られるような心配がある。

まあ、部長は、いつかのごあいさつで、熊本県の予算は確保する覚悟であるというようなあいさつをされておりますので、そこはちょっと安心しておりますけれども、一般の人たちは、もうこれは熊本県は東北に金を持っていかれるならば、公共事業は減ってしまうんじゃないかという心配をされておるんですよ。

その3県が、自分たちでいかほど身を削るか、これをもうちょっとはっきりしてもらわぬと、みんな、特に阿蘇郡あたりはインフラ整備がおくれていますので、非常に不安を持っております。支援はいいですけども、そこら辺をちょっと答えを、部長なりのお答えが欲しいのが1つ。

それから、日本全体が今非常に景気が悪いですよ。一部じゃ雇用情勢がよくなって、失業率が4.何%に下がったとかいろいろ言いますが、実際はそんな生易しいもんじゃないですね。まあ表現が悪いですけど、生活保護が200何十万人というのがNHKのこの前のあのテレビで流れて、職がないと、それから、自殺者が、やはり3万人を切る努力をしても切れないと、高校生が、進学しても、家庭の事情で中退しなきゃいけない高校生がかなりおると、そういう非常にみんな厳しい状況で、東北支援のために今度は増税をします。まあ、増税になるかどうかは知らぬですけどもね。我々が決めることじゃないですけども、増税をします。消費税も、ひよつとしたら福祉目的税から5年間は外してあつちの支援をします。何か向こうのことばかり言いよると、本当に地域で生活しよる人たちが不安を持つですよ。特に、土木事業、そして農林事業ですね、農業のいろんな施設事業ありますから。それで、東北3県が、どれぐらい自分たちで私たち以上に血を流しよるのか、御存じならばちょっと教えてもらいたい

というのが1つと、熊本県の土木予算というのは心配ないのか、ちょっとそれを教えてください。

○戸塚土木部長 熊本県から宮城県への支援というのは、全国知事会の中で、熊本県は特に宮城県をとということでやっているということでございます。

特に人的支援、これは職員の派遣とか、そういったことをやっていますけれども、確かにこれは経費が、予算的にはどうかと言われると、ゼロじゃありませんけれども、そういった人的支援という形が一番大きいと。ただ、土木の投資的経費の中から引っぱがして向こうに持っていくというようなことは、今のところしていません。

ただ、国から5%留保というのがありますけれども、これについても、国土交通省の方では、この保留解除の方を財務省の方に今要求中といふふうに聞いております。

そういったことで、今年度の予算としては、減るといふようなことにはならないと私は受けとめております。ただ、次年度以降どうなるかというのは、これはまた予断を許さない状況でございますけれども、ただ、全国的にもそういった災害対応とかいう形になりますと、やはり手だてをしなければ、いつ災害が来るかわからないということで、防災中心の予算というのは、これまで以上に必要じゃないかなというふうに考えております。

ただ、2点目ですけれども、宮城とか岩手、福島あたりの方がどれだけ努力されているかという話につきましては、またその復興計画とか、そういった第1陣目の瓦れきの問題とか、そういった初期の状況を今終えつつあるといたしますか、それに取り組んでおられて、これからまた復興計画あたりを立案されるという状況の中で、精いっぱい努力はされていると思いますし、我々が想像している以上に御苦勞はされているというふうに私は

受けとっております。

○堤泰宏委員 それで、それは苦勞されとるのは十分わかるですよ。ただ、私、人口は—私の推測ですよ。調べてくればよかったですけど。東北、今の3つの県で400万人以上はおるはずですよ。その被災者が7万人とか、今のところは言われとるですよ。非常に率から言うなら少ない。もう少し向こうの人たちが、3県で合同してもう少し頑張れば、その瓦れきあたりも私はもうちょっと簡単に片づいたと思うんですよ。ボランティアと自衛隊、それからアメリカの兵隊が少し行きましたよね。各県から派遣されている人数というのは、これは限られていますからね。そういうところの実態を一回、熊本県も派遣しとるわけですから、私はちゃんと認識された方がいいと思うですね。向こうが何もしよらんなら、こっちも出す必要はないですよ。

以上です。

○戸塚土木部長 それじゃ、現地の状況、どういったことか、うちの方から派遣している職員の情報、もしくは我々が視察あたりに行ったときの一つの観点という形で、そういった情報は勉強してまいりたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。—なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第8号、第9号、第16号から第23号、第25号から第27号及び第34号から第45号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松岡徹委員 委員長、ちょっと待つて。22号は、さっき言った点を県としてきちっとし

ていただくということでいいですけども、1号と8号と9号は挙手採決をしてください。

○小早川宗弘委員長 1号と8号と9号ですね。

それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第1号、第8号及び第9号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小早川宗弘委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第16号外22件については、一括して採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号外22件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、請願の件に入りたいと思いますけれども、時間がもうお昼になりましたので、お昼休みをとりまして、1時から再開をしたいと思います。お疲れさまでした。

午後0時11分休憩

午後0時58分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、付託請願の件に入ります。

請第8号は、路木ダム建設事業に係る請願、請第9号は、路木ダム建設の再検討を求める請願であり、いずれも路木ダム建設事業に関するものでありますので、この2件についての執行部からの状況説明は一括して求めたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

○林河川課長 河川課でございます。

それではまず、請第8号について御説明いたします。

指摘項目が多岐にわたりますので、少し丁寧に御説明させていただきます。

請願趣旨は、路木ダムの本体工事は一たん中断し、新たに再検証を行うことを求めるというものでございます。

これに対する県の考えでございますが、請願者は、請願の理由として3点の主張をされております。

まず1点目は、治水でございますが、これに関しては大きく2つの指摘をされております。1つは、県は路木地区の100戸以上が浸水被害に遭ったと述べているが、請願者が行った聞き取り調査では、浸水被害はなかったとの証言を得ていること、また、当時の路木地区は70戸ほどしかなく、100戸も存在した事実がないという主張でございます。

まず、路木地区の洪水時の被害につきましては、旧河浦町からの聞き取り調査によるものでございます。また、平成3年、4年、5年に、旧牛深市長、旧河浦町長から県に提出された公文書である要望書の中に、多数の人家が浸水するなど、被害が発生した旨の記載がございます。さらに、この要望書に記載された浸水被害について、一昨年1月から3月にかけて天草市が行った調査の結果、路木地区では、具体的な浸水戸数及び時期までは特定できなかったものの、多くの被害の発生が確認できたとの報告がなされております。このため、県としては、幾度も過去に水害に見舞われたと考えております。

また、請願者の言う70戸とは、70世帯のことを指しているものと思われませんが、県が策定した河川整備計画に計上した数値は、世帯数ではなく、棟数であります。1世帯で複数棟の建物を所有するケースがございます。整

備計画の記載内容に矛盾点があるということにはなりません。

治水の2つ目は、想定破堤点の堤防高についての指摘でございます。

請願者は、路木集落のある右岸の堤防高は、左岸より70センチ高く、破堤できない地形であること、また、市民団体が測量した結果、県が算出した高さより約50センチ高く、また、県は実際には測量していないという主張です。

路木川の下流側に位置します路木集落の地盤高は、計画規模の洪水より低く、破堤した場合には、はんらん水が集落に流れ込む可能性があります。このため、想定判断区域の設定につきましては、国土交通省が定めた治水経済調査マニュアルに基づき、適切に破堤地点を設定したものです。

なお、洪水判断が生ずる要因としては、堤防を越える越水判断だけではなく、堤防の洗掘や浸食、漏水などによる破堤判断がございませう。堤防が高ければ、破堤や判断が生じないというものではありません。

次に、堤防高が約50センチ高いとの主張ですが、この約50センチの高さの差は、国土地理院による水準点測量の見直しによるものと、堤防断面には含めない道路の路盤厚や舗装厚を含めたことにより生じたものであります。これらを考慮しますと、県の結果と同じものになります。県が設定した堤防高には何ら問題はありません。

また、請願では、県は実際に測量していないと指摘されておりますが、県では、おおむね100メートル間隔で河川の横断測量を実施しております。さらに、想定破堤点からわずか数メートル離れた上流側と下流側で直接測量しております。

また、現地は河口部で、ほとんど勾配がなく、破堤点の上下流を見ても、地形の変化や堤防高の変化はございませんので、堤防高については、十分な精度で把握できていると考

えております。

次に、請願理由の2点目、利水でございます。

請願では、4つの指摘をされております。水道使用量が激減、平常時の生活用水は十分足りていること、漏水率が20から30%と高く、放置されていること、水道未普及地域については、すぐそばまで水道管が布設されていること、人口減少などを反映していない天草市の過大な水道事業計画を県は追認していること、以上の4つであります。

水道事業の事業主体である天草市に確認したところ、平成6年から7年にかけての大渇水以降、牛深地区、河浦町一町田地区において、減圧や断水などの給水制限は行っておりませんが、これは節水の対策を行ったことと、断水に至るまでの気象状況ではなかったためであります。

その後の平成8年、12年、13年、16年、さらには21年にも、牛深地区の水源であるヤイラギダムの貯水率が大きく減少し、応急的な緊急用水やガソリンスタンドなどへの洗車自粛要請、プールの使用禁止措置などにより、辛うじてしのいできたものであります。決して現状のままでは安心して水道水が使える状況にはございません。

また、水道事業計画は、給水区域内人口と給水量の減少を考慮した計画になっております。さらに、いわゆる漏水率については、天草市全体の目標である10%まで改善した上で、なお不足する分を路木ダムに求める計画になっております。

次に、水道未普及地域の解消についてですが、給水区域を広げるためには、まず安定水源の確保が必要です。渇水時に必要な水量が確保できない中で、水道管だけを伸ばしても、渇水時の安定的な水の供給はできません。単に水道管を延ばせばよいというものではありません。

次に、天草市では、水源となる路木ダムに

加え、新たにつくる上水施設や導水施設などを含めた水道事業の再評価を行っております。

牛深地区の上水道事業については平成18年度、河浦町一町田地区の簡易水道事業については平成21年度にそれぞれ再評価を行っており、いずれも適切な手続を踏まえて事業を実施されております。

請願理由の3点目は、自然環境の破壊についてです。

請願では、羊角湾の干潟に多くの希少種が生息していること、ラムサール条約の候補地に選定されていること、レッドデータブックにおいて、海洋生物、ハビタットとして選定されていることなどから、路木ダム建設は重大な悪影響を及ぼすと主張されておられません。

路木ダム建設が羊角湾に与える影響については、動植物や水生生物の生態系、水質、環境に与える影響など、さまざまな環境調査や予測を行っておりますが、ダムが環境に与える影響は小さいと考えております。

また、河口の干潟は、路木川のみならず、路木川より流域面積が大きい早浦川からの土砂供給や羊角湾からの漂砂により形成されております。ダム建設後も、路木川の支川である六郎次川や早浦川などからの土砂供給は現状どおり継続されますので、土砂を全く遮断するものではありません。

なお、路木ダムは、いわゆる法アセスや条例アセスの対象となる規模のダムではございませんが、環境対策に万全を期すため、県が制定する公共事業等環境配慮システムに基づき、工事中やダム完成後も羊角湾の水質や動植物の生息状況を確認し、専門家の意見を参考にしながら、必要に応じ、適切な措置を講じていくことにしております。

最後に、路木ダム建設については、県民にしっかり説明するため、一度立ちどまって考えることが必要との知事の考えにより、県独

自の検証を行い、その結果につきましては、路木ダム確認作業報告書として取りまとめております。

確認作業では、治水、利水、環境、財政の各面から検証を行っておりまして、その内容につきましては、一昨年6月に知事が議会に御報告するとともに、広く一般の方々にもごらんいただけるよう、県のホームページ上でも公開しております。

今回の請願理由のほとんどについては、この確認作業の中で検証済みであります。このため、現段階で新たに再検証を行う必要はないと考えております。

なお、路木ダムに関しましては、現在司法の場で係争中でございます。この中で、治水、利水、環境など、幅広い争点について審理が進められております。県としては、引き続き、公開の場である裁判の中で、県の考えを丁寧に説明していきたいと考えております。

以上が請第8号に対する県の考えです。

次に、請第9号について御説明いたします。

まず、請願趣旨は、路木ダム工事を中断し、水道事業の需要予測と天草市の財政面から、全面的に再検討することを求めるというものでございます。

これに対する県の考えでございますが、請願者は、請願の理由として2点の主張をされておられます。まず1点目は、水道事業計画についてです。

請願者は、天草市の水道事業に関し、給水人口並びに1日最大給水量の計画と現状とに大きな差が生じており、過剰投資につながるとの指摘でございます。

天草市に確認したところ、請願に記載されている給水人口、1日最大給水量の各数値は、市が作成した天草市水道ビジョンに掲載された平成21年3月末時点での天草市全体の上下水道及び簡易水道事業の合計値を示したも

のとのことですが。

記載された計画給水人口には、既に整備が完了しており、事業計画の見直しを行っていない計画も含まれている関係上、実績との間に差が生じているとのことでございます。

一方、路木ダムに水源を求める牛深地区の上水道事業、河浦町一町田地区の簡易水道事業の各計画においては、人口減少などを考慮した上で見直しを行っており、過剰な予測とは考えていないとのことでございます。

次に、2点目、天草市の財政面についての指摘でございます。

請願者は、水道事業は受益者負担が原則の公営企業であるが、一般会計からの繰り入れが相当な額に上ること、今後のダムの建設負担金やランニングコストにより水道料金がさらに高くなるとの指摘でございます。

天草市に確認したところ、一般会計から公営企業会計への繰り入れについては、そのほとんどがいわゆる基準内繰り入れと呼ばれているものであります。この基準内繰り入れにつきましては、総務省では、地方公営企業の経営健全化の促進や経営基盤の強化につながるものとして、交付税措置の対象とすることにしております。

したがって、この基準内繰り入れは、単なる赤字分を補てんするための繰入金とは異なります。また、水道料金については、各種のコスト縮減に努め、料金への影響を最小限にとどめる考えとのことであります。

なお、請第8号でも御説明したとおり、天草市では、水道事業の再評価を行い、適切な手続を踏まえて事業を実施しております。また、一昨年、路木ダムの検証においても、ダム以外の選択肢を含め、10年に1回の渇水時にも安定的に取水できるかどうかという観点や費用などの面から検証を行い、路木ダムが最適との結論に達しております。

県としては、共同事業者である天草市の水道供給開始をおくらせることがないよう、今

後も着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上が請第9号に対する県の考えでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまの請第8号の説明に関して質疑はありませんか。

○松岡徹委員 今課長の話聞きよって、川辺川の住民討論集会を9回やったんですけども、あのおとき僕は住民の側の事前協議メンバーで、大体住民討論集会が53時間ぐらい議論したんですけども、それと同じぐらいの事前協議をやったんですけどもね。そのときの国土交通省の文脈に非常に似た感じを持って聞いておりました。

2008年の9月11日に、蒲島知事が、川辺川ダムについての見解を述べられたときに、こんなことを言っておられます。「国土交通省は、ダム建設上生ずる問題に対して、研究、開発を熱心に行っています。その一方で、住民が提示した河床掘削による流下能力の向上や遊水地設置などの代替案については、人吉層の掘削は問題がある、貯水のために農地を利用することは社会的にも困難と言うにとどまるなど、ダムによらない治水の努力を極限まで行っていないと思っています。そのため住民の理解も得られてこなかったのではないかと感じております。」とこういうふうに言っているわけですけども、ここで言われている河床の掘削や遊水地、これは去年の6月26日の第8回治水を検討する場で提案されて、ことしの5月の第9回でもまた提案されているわけですけども、結果としては、国土交通省が、あの住民討論集会で、住民側がこう主張を言えば、膨大な金と人とデータで、いや、こうだこうだこうだと言って平行線をたどったけどもね。結果としては、今、国

土交通省自身が、球磨川水系のダム以外治水対策では、遊水地や河床の掘削を言っているわけですね。非常に課長の一生懸命さはわかるけれども、残念ながらそういう感じで聞きました。

それで、ちょっと幾つか聞きますけれども——ですから、結局は、こう言えばああ言うということで、県は、やっぱりそれなりの人とデータもあるから、ああじゃこうじゃ言いよる。そういうやり方では、やはり禍根を残すと。あの川辺川のダム以外治水でも、あれで引っ込んどれば、いわば今みたいなダム以外の治水の掘削とか遊水地とか等出てこないはずであります。

どこで切りかわったかという、やっぱり県民監視のもとで、マスコミにも来ていただいて、局によっては実況中継もしてもらって、そして公開の場でいわば議論をやったんですよ。そういうことを求めているわけで、いわば住民の側が、すべてこれは正しいということを今認めてくださいということを言っているんじゃない。県の主張もあるかもしれませんが、私たちはこういう主張があります、どっちが正しいか検証しましょうということを求めているわけですよ、この請願は。そこをまず指摘をしておきたいと思います。

それから、2つちょっと聞きたい点は、この間の県営ダムの見直しについては、なされた年代と、ダムの名前と、それと結論ですね。それについてちょっと伺いたいと思います。

○林河川課長 まず1点目でございますけれども、路木ダムに関しましていろんな意見があるというのは御承知のとおりでございます。ですので、一昨年4月から6月にかけて、県独自での再検証を行って、ダムの必要性あるいは妥当性というものを改めて確認しております。

さまざまな意見に対しましては、県としては、異例の試みでございますけれども、ホームページ上に県の見解を掲載しております。スタイルこそ違いますが、説明責任を果たしているという点では、路木も川辺も一緒だと思っております。

○松岡徹委員 ちょっと待って。今の点はちょっと違う。何ということをお前は言うね。川辺は、いわばそれに対案を持った、住民側も含めて対等に議論をしたわけでしょう。知事が、一回立ちどまって検証するということで検証をやられたけれども、それはあなた方の内部でやったわけでしょうが、熊本県で。何が川辺川と同じですか。歴史の事実を偽るようなことを言ったらだめだよ、君は。何が一緒ですか。川辺川の住民討論集会、あれだけの規模をやったのと、あなた方がさっさとやって、中身は、実際県の主張をそのまま認めたのが、知事が言うところの、2009年の6月か、議会に報告した再検証の結果じゃないですか。どこが同じですか。川辺川のやり方とどこか同じですか。

○林河川課長 説明責任は果たしているという点では、路木も川辺も一緒だと思っております。

○松岡徹委員 何て言っているじゃないね。

○林河川課長 既に、それから公開の場でございます裁判の中で実質的な審理が進んでおりますので、ある意味最終的な議論の場でございますけれども、裁判の中で実質的な審理が進んでおりますので、討論集会、再検証、これについては不要だというふうに考えております。

それから、2点目の県営ダムの中止でございますけれども、これまで熊本県としては5つのダムを中止しております。古くからは、

赤木ダムと——これは宇土にございますが、赤木ダム、それから旧中央町にございます釈迦院ダム、それから天草町にございます高浜ダム、それから同じく天草にございます姫戸ダム、それから大矢野にございます七ツ割ダム、以上の5ダムについて中止をしております。

いずれにつきましても、費用対効果あるいは代替案の方が安いということで、ダム事業について中止したものでございます。その後の対応につきましては、地元の意見を踏まえながら、必要な河川改修等について実施しているところでございます。

以上です。

○松岡徹委員 それで、今あなたが言った七ツ割から姫戸までやって、いずれも中止をしているんですね。それぞれに見ると、利水については、何とかなる、何とかしまししょうと、治水については、それにかわる代替案でいきますということになっているわけですが、路木についてはなぜそうならなかったんですか。まあ、はっきり言って、ダムがいいのか悪いのかという検証をしていないんでしょう。いわば再評価監視委員会として、そういう議論はしていないんでしょう。

○林河川課長 路木ダムに関しましては、先ほど申しましたけれども、一昨年の4月から6月にかけて、県独自で再検証を行っております。その中で、ダムの必要性、妥当性、これはもちろんでございますが、確認をしております。

このほかに、治水対策の費用比較についても実施しております。このときの内容につきましては、路木ダム確認作業報告書の中に記載されておりますけれども、河川改修のほかに遊水地、そういったものを含めました方法よりも、多目的ダムを共同で進める場合が最も安価という結論に達しております。

検証内容につきましては、ホームページの中で公表しておりますので、ぜひごらんいただければと思っております。

○松岡徹委員 結局はね、僕もいろいろ川辺の議論は大分やってきたけれども、路木ダムはいろいろ調べてみたんですけども、きちんとした論議がなされていないと。結局は、県で検証したというけれども、この前の再評価監視委員会の中身、つまり県がこれまでとってきた方針の再確認なんですよ。

それで、私は、再評価監視委員会の議論というのは、やっぱり軽視できないと思うんですね。例えば、これはあなた方が今の監視委員会に出している五木ダムについての説明資料ですけどもね。これでは、いわゆる監視委員会の検討対象では、社会状況の変化とかいろいろあるわけですね。そのあれで、国土交通大臣から、ダム事業の検証に係る検討が求められているとか、国ができるだけダムに頼らない治水への治水対策の政策転換を表明したとか、そういうのは五木ダムの資料で出ていますたいね。

ところが、路木ダムの場合の監視委員会の議事録を見ると、監視委員会の委員長がこんなことをおっしゃっているわけですよ。いわば結論のところ、ダムそのものの、これは変な話ですがと——変な話ですがとっておられるわけね。変な話ですが、是非論をここで議論するには、我々は学識が足りませんので、そのダム論等についての是非論というのは、もし問題があれば、そういったところでやっていただくというのが本筋であると考えておりますと。つまり、いわばほかの県営事業については再評価監視委員会で議論して、いわば結論としては中止と。ダムでいかいかぬかという議論になって、中止という結論を出しているけれども、路木ダムは、ダムそのものの是非論はしていないと委員長自身が言っているじゃないですか。委員長自身

がこう言っているじゃないですか。やるなら別なところでしてくれと。別なところでは何かというと、検証しましたと、それは県だけで、あなた方が身内でやっているわけであって、ですから、請願が出ているように、別なところというなら、ダムのは是非については、公開の場で、川辺川の住民討論集会のようなやり方でやるのが一番いいんじゃないですか。

○林河川課長 ただいま再評価委員会のお話ありがとうございました。公共事業の再評価というのは、事業を実施中の個別の事業に対しまして、当初の役割ですとか、効果ですとか、あるいは社会状況が大きく変化していないかと、そういったものを定期的に点検、評価を行うものでございます。

今委員おっしゃいましたように、費用対効果を初め、それから社会経済情勢の変化、それから代替案立案の可能性、進捗状況、こういった要項に定めております4つの観点から評価を行うということになっております。

再評価委員会の委員長の御発言は、議事録によりますと、ダムそのもの、いわゆるダム全般の是非論については、ここで議論するには学識が足りないというふうに述べたものであります。つまり、あくまで個々の事業に対して、先ほどの4つの視点から判断するのが再評価であって、ダム全般の是非論は、ほかのしかるべきところで議論すべきではないかという趣旨でございます。

県といたしましては、要項に基づきまして、時のアセスの観点から、適切に再評価をいただいたものというふうに考えております。

○松岡徹委員 あなたは自分が言っている意味が——よく考えて言いなっせよ。

要するに、あなたがさっき報告した姫戸ダムまでの最近の県営事業については、まさに

個々の事業について、高浜ダム、釈迦院ダム、姫戸ダム、それぞれについて、個々の事業について監視委員会で検討した結果、中止と決めているんじゃないですか。そうでしょう。なぜ路木だけはその議論をしないで、いわばあいまいにして、継続でしたのかと聞いているわけですよ。

○林河川課長 路木ダムにつきましても、要項に定めております先ほどの4つの視点から評価を行っております。その結果、適切に進めるということに結論がなっておりますのでございます。

○松岡徹委員 何を言っているんですか。議事録に書いてあるじゃないですか。ダムのは非は論議していないで書いてあるじゃないですか。

○林河川課長 先ほど申しましたように、議事録を読んでいただければわかりますが、委員長は、ダムそのもの、いわゆるダム全般の是非論については、ここで議論するには学識が足りない、要するに、個別の事業ではなくて、ダム全般の事業についてはここでは審議できないと、ほかのところですべきだという趣旨の御発言をされたということでございます。

○松岡徹委員 路木ダムの結論を出すための場面で言っているのを、あなた、そういうふうに強弁するけれども、この再評価監視委員会は、本当に僕は県民の前に明らかにする必要があると思っているんですよ。こんなことが許されるならば、例えば、この写真は昭和57年の洪水の写真と思い使用しておりましたけれども、急遽現地に行きまして資料確認を行いました、そうしたところ、路木川に該当する箇所が確認できませんでしたと、なお、調査の結果、上段の昭和57年の写真は——こ

れですね、これは小さくしてあるから、これですね、昭和57年の写真は、路木川から約北に5キロほど離れております旧河浦町を流れる白木河内川ではないかと思っっているところでございますということですね。

それから、今度は、資料、平成10年のこれについても、平成10年の写真と伝え聞いて使用してございましたけれども——この下の資料ですね。資料確認を行いましたところ、路木川に該当する箇所というのは確認できたわけでございますが、撮影日時が特定できませんでした、このため、上段の昭和57年の災害の写真につきまして資料より削除させていただきますとともに、下段の平成10年の写真につきましては、平成10年という記述を削除させていただきたいと考えておりますと。

それから、国道266号線が9時間にわたって交通どめになったという記述があるわけですね。これについて、監視委員会の委員から、これはどぎゃんこつだろうかと。委員、9時間にわたって浸水したというような266号線、これに対する河川課の答弁ですね。浸水した箇所につきましては、どこかというのがはっきりわからないということでございます。先ほどお話しいたしましたように、旧河浦町等からの要望の中で、そういうことで書いてあるということございまして、それ以上のことは私どもははっきりわかりませんと、委員、よっぽど低くて水はけの悪いところだったんだと、9時間も浸水したのはということではとか、こういうふうになっているんですよ。

こんなのが、本当に国民、県民、市民の税金を使ってやる公共事業の是非を論議する監視委員会で、こういうでたらめな議論が許されていいと思いませんか、あなた。

○林河川課長 今委員の御指摘でございますけれども、県民に対して、故意にうそをついたというような事実はございません。御指摘

の今写真の件に関しましては、平成20年の再評価監視委員会において、路木ダム事業の説明のときに用いた写真でございます。

確かに、路木川の写真ではございませんけれども、これは路木川の写真ということでそれまで引き継がれていたものを、十分確認することなくそのまま使用してしまったことによる単純な誤りでございます。故意に使用したものではありません。

この写真につきましては、指摘を受けた後に、直ちに現地調査を行っておりまして、間違いであることが判明しましたので、監視委員会の中で訂正しております。また、このことにつきましては、平成21年の2月の県議会においても、知事みずから経緯を説明するとともに、陳謝をしております。

○松岡徹委員 要するに、そういう——それはもちろん悪意でするのは、それはもう法的に問題になるでしょう、そんなことをすれば。悪意ではなかったから済むというものじゃないですよ。税金を使ってやる公共事業だから。こういういい加減なデータに基づいてつくられた計画、そして、そのことをきっちり深めて、いわばダムの是非も論議しなかった監視委員会の結論、そういうので住民が本当に納得できると思うんですか。私は、それはやっぱり再評価してくださいというのが筋だと。

ちょっと聞きますけれども、国土交通省の河川砂防技術基準というのがありますね。その第2節の洪水防御計画に関する基本的な事項の計画の規模というところでは、何と書いてありますか。砂防技術基準ですたい。河川課長だけん、頭に入っとっどもん。

○林河川課長 たくさん書いてありますので、どの部分かちょっと特定ができません。

○松岡徹委員 だけん、どの部分で言いよる

わけですたい。その計画の規模というところ
ですたい。読みましようか。この長い、厚い
やつですけれども、全部はあれですけれど
も、国土交通省の河川砂防技術、これでいわ
ばやるわけですね。その洪水防御施設に関
する基本的な事項、だから、ダムとかいろい
ろですね。そういうのをする場合、計画の規
模というのは「計画の規模の決定にあたって
は、河川の重要度を重視するとともに、既往
洪水による被害の実態、経済効果等を総合的
に考慮して」定めるものとする。

だけん、その既往洪水の実態認識というの
が、さっきあなたが反論と言ったつでも、熊
本県としてきちんとした確認はしてなくて、
公文書である地元からの要望であったとか、
聞いておりますとか、聞き取りましたとか、
そういうようなことでしょう。だけん、一番
肝心な国交省のこの技術基準で定めている既
往洪水の被害がどうだったかということが定
かでない計画というところが問題だと私は思
うんですよ。

○林河川課長 今計画論に関するお話がござ
いましたけれども、河川で定めます法定計画
であります河川整備計画というものがござい
ます。

この河川整備計画というのは、実際に浸水
した棟数ですとか、被害額をもとに策定する
ものではありません。計画規模の洪水によっ
て、浸水区域でどれぐらいの被害が発生する
かをもとに策定するものであります。ですの
で、被害の棟数が正確に確認できない場合で
も、計画の根拠は崩れるものではありません。

○松岡徹委員 あなたは人ばなめたようなこ
とを……委員長、今のは取り消すけどね。僕
も川辺川で長くやってきたけんね。

要するに、どこが我々と——我々と言うと
何だけど、僕もそのメンバーだったから——

違うかて。国交省は、いわば雨がどれだけ降
るかと、2日間、それで基本高水がどうなる
と、それで、いわば川辺川ダムがこれだけ必
要だというような、そういう出し方ですたい
ね。我々の代替案は、過去の実際の昭和57年
水害なんかを実際検証して、どこで流れて、
どこであふれたかというようなことできちっ
と対案を示して、この中に堤防のかさ上げが
あったし、掘削、しゅんせつがあったし、ま
た一部遊水地もあったし、そういうような議
論が住民討論集会の主たる流れですよ。

それで、蒲島さんが、知事になられて、有
識者会議がつくられた。9月11日の蒲島知事
の会見でも、一番言っているのは何かという
と、言うならば、従来そういうような形で国
交省が基本高水はこうですということで、そ
れでいわばダムの必要性とか何かを示す、こ
れは極めて、いわば不確実、ようわからぬ
と、有識者会議の一番よかったところは、そ
れを脱却したということ蒲島知事が一番言
っとられるわけですよ。そして、その上に立
って、蒲島知事は、いわばダム以外の治水を
極限まで追求するという方向を打ち出して、
それで第9回までになるダム以外の治水を検
討する場が開かれてきたわけですよ。

第8回の、いわば検討する場で国土交通省
が示した文書では何と言っているかという
と、要するに目標とする治水安全度を設定
し、まあ今までのように基本高水を決めて、
基本方針を決めて、そして河川整備計画を決
める、そういう従来のような設定の仕方じゃ
なくて、そういう通常の手法ではなく、川辺
川ダムによらない治水対策案の提案とその効
果や実現性の検証を繰り返し、現実的な治水
対策を実施した場合の河川や流域の状況につ
いて徹底して追求すると、それで緊急にやる
案と次に検討する案というのを示しますとい
うように、国交省自身の方針がなっているわ
けですよ。

だから、そういうやり方できちっとすれば

いいわけですよ。あなたが言っているような、いわばだからそういう意味では、実際、路木川でどういう水害が起きて、どういう被害が起きたのか、どこがあふれるのか、どこがあふれないのかというのをしっかり検証するということが必要なんじゃないですか。

○林河川課長 今水害の話がございましたけれども、これに関しましては、先ほど御説明しましたとおり、天草市の方で一昨年に確認作業を行っております。具体的な浸水戸数、それから時期については特定できませんでしたが、過去に多くの被害の発生は確認できたというふうな調査結果が出ております。県としては、水害があったという認識を否定するものではないというふうに考えております。

○松岡徹委員 あなたは、繰り返し検証して間違いないと言ったけれども、そうじゃないということだよ。天草市がどうか、一番大事な被害の実態というのをきちっとして、どのような対策ができるかということと一緒に検証しましょうというふうに請願は言っているわけなんです。

○山本秀久委員 ちょっと委員長、よございますか。

今ね、ずっと聞いとると、水かけ論だ、はっきり言って。こっちは反対、こっちはつくる、そういうことじゃ——、事は何でも反対意見と賛成意見というのが必ず世の中にあるんだよ。本当に水というのは、天草というのは必要なんだよ。これは確かに、我々の町からでも給水しているわけだ、給水。それほどせっぱ詰った状況というのはあるわけだな。そういうときに、この路木ダムの問題というのが、我々もよく地元でないからわからぬけれども、そういう問題が、あふれたということ、災害が起きたとかいろいろあるのなら

ば、その事実に基づいて強引にやればいいんじゃないか。違うのか。自信持ってやれば、こういう松岡先生だって理解するんだ。被害が起きないような、住民に迷惑かからないような問題が起きれば、何も文句言う必要——先生も納得するんだよ。そういうことをはっきりと、きちっと自信持って執行部はやらなきゃだめだわ。そうすると、松岡先生だって納得するんだよ。

○松岡徹委員 納得はしません。

○山本秀久委員 それで手を打ちない、もう。

○林河川課長 ありがとうございます。

○山本秀久委員 自信持って言えよ。松岡先生もそのことば心配しよるとだから。住民の災害、地域の問題点、そういうことは絶対にありません、絶対にやりますとね。

○松岡徹委員 いや、だけんね、委員長、僕は、請願が検証してくださいと出ているから、それは両論あるわけですよ。だけん、それは再検証するようにした方がええということをするよるわけたい。

○林河川課長 治水、それから利水に関しまして……。

○山本秀久委員 知恵を出しますと言え、知恵を。先生の知恵を十分生かしますと……。

○松岡徹委員 そぎゃん言いよんなはるたい、おれの知恵を生かして。

○林河川課長 治水、利水ともに必要性は、我々としてはあるというふうに考えております。それから牛深、それから河浦地区の方々

の水が欲しいという思いは、これは切実でございます。地元からは、治水、利水で1万2,345名の署名をいただいております。市議会や各団体からも多数の要望書もいただいております。3月には、この建設常任委員会の中で、早期完成を求める請願も採択されております。

県といたしましては、地元の声にこたえるためにも、平成26年4月の供給開始をおくらせることがないよう、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

○泉広幸委員 今、河川課長から、詳しく請願8号、9号に対してお答えがありました。私もそのとおりでと思っております。

私たち天草に住む人たちは、大切な水が本当にないんですよ。それだけに、今回の路木ダムに対する期待も大きいわけです。それぞれ、私たちの地域も含めてですけれども、山間部はイノシシにやられて、もう飲めない水が多いんです。それだけに、このダムが必要なんです。それと同時に、天草各地に行くと、水不足が多いわけで、それに伴って各地で水神さん、いわゆる水に感謝する、そういうところが多いんです。それを、松岡先生初め、おわかりいただいて、何とか地元住民は一日も早く安心、安全な水を望んでおりますので、よろしく願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 じゃあ、最後に松岡委員。

○松岡徹委員 両側から言われよるけん。

ただ、私も、ほかのダムでもやっぱり治水と利水ですよ。姫戸にしてもね。だから、同じ天草でもやっぱり中止になっているわけ。天草の人たちが——私が請願出しとるわけじゃないですからね。天草の人たちが、いわば天草に住んでいる住民が、水についてもこうすればできるんじゃないかという案を示して

いるわけですよ。だから、そこのところをやっぱりきちっと見るということと、もう一つは、私は、この前、議会のばたばたのときだったけれども、羊角湾の環境調査に行ってきたっですたい。そして、鹿児島大の佐藤先生のお話も聞きながら、ここに書いてあるとおりだけれども、私がどうも気に食わぬのは、知事のあれでも言っとるけどね、流域面積が2%だとか、海水交換とのあれが0.1とか、環境問題でそういうとらえ方というのは、本当に僕はよろしくない。

あの福島原発事故があったときに、御用学者がずらずらテレビに出てきて、いや、何%で大したことはありませんて、そのあげくが今どうなっているですか。いわば、住めない地域がどんどん広がって、瓦れき問題が全国に広がるようになって、だから、その環境問題をこういう形で片づけることが許せないんですよ。

僕は、1970年から水俣病にかかわってきた。あの劇症型の患者の方のところに行って、そしてずっと水俣病に行っただけでも、それなら、あの百間排水溝、それから水俣川の河口で排水をしたけれども、あの量が不知火海全体の量にすれば何%かと。しかし、水俣病被害者はまだまだ出ているじゃないですか。

諫早干拓だってそうですよ。有明海全体の中で、干拓で締め切ったパーセントは2%ですよ。5%どころじゃないんですよ。ですから、そういう片づけ方では、いわば生物というのは、人間で言うなら一番弱いのは赤ちゃん、それ以上にいわば弱いのが生物で、そこがいなくなるとか、絶滅するとかというのは、やっぱり人間の危機につながるわけですよ。

天草の人たちも、やっぱりそれは命と健康にかかわることにもなってくるわけだよ。そういうような県の解決の仕方が私は我慢ならないし、正しくないということで、いかに山

本先生のお勧めであっても、これはこれで私は再検証を求める請願は採択すべしということをお願いして発言を終わります。

○山本秀久委員 じゃあ、そういうことで決定。

○小早川宗弘委員長 それでは、採決に入りたいと思います。

まず、請第8号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 請第8号、採択、不採択の両方の意見がありますので、まず採択についてお諮りいたします。

請第8号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小早川宗弘委員長 挙手少数と認めます。よって、請第8号は、不採択とすることに決定いたしました。

続きまして、請第9号についてお諮りをいたします。

請第9号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りをいたします。

請第9号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小早川宗弘委員長 挙手少数と認めます。よって、請第9号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○金子監理課長 報告事項1をお願いいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に係る土木部への影響についてでございます。

関係課多数にまたがりますので、監理課でまとめて説明いたします。

背景といたしまして、平成22年6月に、地域主権改革の基本方針となる地域主権戦略大綱が閣議決定され、義務づけ、枠づけ等の見直し、国の出先機関の原則廃止、ひもつき補助金の一括交付金化等に係る改革が進められております。

義務づけ、枠づけの見直しに関して、平成23年の通常国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立しております。

法律の概要でございますけれども、第1次一括法の概要でございます。

義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大に係る41法律が改正されております。主なものは、施設、公物設置管理の基準についての条例委任等でございます。

第2次一括法の概要でございます。

義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大に加え、基礎自治体への権限移譲に係る188法律が改正されております。これに伴う

土木部への影響でございます。

条例制定・改正が必要となる基準。

具体的には、道路法によりますと、道路の構造及び標識等の基準、公営住宅法、公営住宅の整備及び入居基準等の改正が必要となります。

施行日は、平成24年4月1日ですけれども、経過措置が1年設けられております。これについて、今年度及び来年度条例制定・改正は予定されております。

次に、権限移譲でございます。

都市計画法、駐車場法等の県から政令市等への移譲が行われる予定になっております。

以上でございます。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項2、熊本市の政令市移行に伴う熊本都市計画区域の線引きについて、経過報告をいたします。

現在、県において、平成24年4月の熊本市の政令市移行に向け、都市計画法に基づき、政令市において必須である線引きの手続を進めております。

その取り組み状況ですが、今回の線引き変更等の基本方針については、昨年12月の県都市計画審議会で承認を受けました。その方針に基づき、熊本市は、合併旧3町の地元説明会を開催し、線引きの原案を作成しました。その後、7月7日に県に提出がなされました。

線引きを決定する県としましては、その原案について、都市計画基準に適合するかどうかを検討し、県案を作成しました。その後、8月28日に公聴会を開催したところです。

今後、関係市町の意見聴取、都市計画案の公告縦覧、県都市計画審議会の審議及び国土交通大臣の同意を得て、熊本市の政令市移行までに線引きの決定、告示を行うよう、手続を進めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○林河川課長 河川課でございます。

それでは、報告事項3をごらんください。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告します。

まず、ダムによらない治水を検討する場についてでございます。

(1)設置目的、開催状況でございますが、目的は①にありますように、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について検討することになっております。②構成メンバーは、国、県、それに流域の12市町村長になっております。③の開催状況でございますが、平成21年1月の第1回から、これまで計9回開催されております。

昨年6月に開催されました第8回の会議では、それまでの検討や議論を踏まえ、ダムによらない治水対策の取り組み方針や主な内容を整理した治水対策の基本的考え方(案)を国が提示しております。

流域市町村長からは、対策のスピードアップやスケジュールの明示のほかに、治水と五木村の振興は一体との御意見があり、取りまとめには至っておりませんでした。

(2)去る9月5日に開催されました直近の第9回会議の概要について御説明します。

①にありますように、前回会議で意見のあった五木村の生活再建について、去る6月に国、県、村の3者で一定の合意が得られ、治水の議論を再開する環境が整ったことから、開催されることになったものであります。

会議の主な内容を枠内に示しておりますが、大きく2点ございます。

1点目は、これまでの議論の経緯についてでございます。国から、直ちに実施する対策の進捗状況と現況及び直ちに実施する対策の実施後の状況について、既往の主要洪水に対する治水の安全性が示されました。

2点目は、今後の議論の進め方でございます。

す。中上流域の安全性向上のため、下流に負荷を与えることなく、全体の水位を下げる対策として、国から遊水地、県からは市房ダムと川辺川筋の治水対策について、それぞれ説明いたしました。

②流域首長の主な意見でございますが、市町村長からは、ここに記載しております主に5つの意見がございました。

上から順に、予算や時期を明示しないと、直ちに実施する対策とは言えない、目標設定が必要との意見、中流域の集落の孤立対策として、道路のかさ上げを要望する意見、治水、砂防のみならず、森林対策を含めた総合的な対応を要望する意見、市房ダムのかさ上げによる下流の小学校への安全性やダム湖周辺道路への影響が懸念されること、利水容量の減量による農業用水の利水安全度の低下を懸念する意見、遊水地については、農家の相当な抵抗があることへの認識を求める意見がございました。

次のページをごらんください。

③参加者間で、次の2点について認識の共有が図られました。1点目は、直ちに実施する対策を早急に進めることはもちろん、引き続き検討する対策についても、実現可能な対策はスピード感を持って実施の段階に移していくことが必要であること。2点目は、具体的な検討を進める実務レベルの幹事会を設置することです。

(3)県の今後の対応方針でございますが、予算の確保などについて、引き続き国に求めていくとともに、今後も検討する場や幹事会において議論を進め、国や流域市町村とともにしっかり取り組んでまいります。

また、特に引き続き検討する対策の市房ダムの操作規則の改良や再開発及び県管理区間の堤防未整備地区の検討について、国と連携しながら早急に検討を進めてまいります。

最後に、2の五木振興に関する最近の動きについてでございます。

本年6月26日に開催されました第5回の五木村の今後の生活再建を協議する場の決定事項に基づき、現在、国、県、村の実務レベルにより、来年平成24年度の予算要求に向けまして、実施事業、工程などを協議しているところでございます。

続きまして、報告事項4をごらんください。

五木ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

まず、1の五木ダム事業の検証についてでございます。

(1)検証の経緯でございますが、昨年9月、国土交通大臣から五木ダムを含む全国83ダムについて検証要請がございました。翌10月、この要請を受け、知事が検証の着手を表明し、庁内において検討作業を進めてまいりました。

(2)検証の結果でございます。1つ目ですが、検証には、球磨川水系で戦後最大の昭和40年7月洪水を対象洪水として設定いたしました。その結果は、2つ目にありますように、平成16年から19年にかけての4年連続の出水による大規模な河床低下により流下能力が増加し、昭和40年7月洪水は堤防をあふれないことから、ダムのような大規模な施設を必要としないという結論になったものでございます。このため、本年7月に、ダム事業の中止方針案を再評価監視委員会に諮問したところでございます。

なお、監視委員会からの答申は年内に出される予定でございます。

2の委員会諮問後の主な状況でございます。

1つ目ですが、8月11日に、知事も出席し、五木ダム事業の検証内容と今後の治水対策について、五木村議会並びに村民の皆様への説明と意見交換会を実施いたしました。2つ目、さらに9月6日から14日にかけて、関係する6地区において、きめ細かに御

意見を伺うため、同様の説明と意見交換会を実施いたしました。

その際にいただいた主な意見、要望につきましては、2行下の枠内に記載しております。

上から順に、土砂が堆積傾向の竹の川地区の掘削、既設護岸等の施設の点検と必要な補強対策の実施、強固な護岸の新設、整備、親水性のある河川環境の整備、内水対策と宅地かさ上げの実施を求める御意見がございました。

3つ目に戻りますが、9月下旬には、意見交換会でいただいた御意見を踏まえ現地調査を行っており、現在調査結果をもとに治水対策を検討しているところでございます。

最後に、3の今後の対応方針についてでございます。

村民の皆様からの御意見を踏まえ、宮園・竹の川地区の治水対策について取りまとめ、年内のできるだけ早い時期にお示ししたいと考えております。

この治水対策は、下の枠内に示しておりますように、具体的には宮園・竹の川地区において戦後最大規模となった平成17年9月の洪水にも対応できることを想定し、早急な整備が必要な当面の治水対策として取りまとめる予定でございます。

平成17年9月洪水を上回る洪水に対しましては、さらなる対策が必要と認識しておりまして、これについては、将来的な治水対策として、上下流バランスを考慮しながら、下流の整備状況に合わせて検討してまいります。

以上でございます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。報告事項5をお願いいたします。

災害時における仮設住宅等の供給に関する協定締結について御報告させていただきます。

本年3月11日に発生しました東日本大震災

におきましては、多くの被災者の方々が住宅を失われておりまして、そのような災害の際の住宅確保の必要性が再認識されております。

本県におきましては、住宅関係の2団体から協定の申し出がございまして、これを受けて協定締結に向けた協議を進めてまいりましたが、災害時の応急仮設住宅の早急の供給を目的としまして、今年10月27日に協定を締結することとしております。

協定の内容につきまして、まず記の1でございまして、団体名は、一般社団法人熊本県優良住宅協会、協定名称は、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定でございまして、内容は、災害時に、県の要請を受けまして、県産木材を使用した仮設住宅を建設するというものでございます。これは、地産地消にもつながり、また低炭素化社会にも寄与するものというふうに思っております。

次に、記の2でございます。

団体名は、社団法人全国賃貸住宅経営協会、協定名称は、災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定でございまして、内容は、災害時に、県の要請を受けて、民間賃貸住宅についての情報提供を行うということ、また借り上げを行う場合の民間賃貸住宅の提供を行うというものでございます。これは早期に対応できる等の利点がございまして。

報告は以上でございます。よろしく願います。

○小早川宗弘委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○松岡徹委員 2つだけ、要望です。

1つは、熊本港問題を6月の一般質問とこの本委員会で指摘しましたけれども、今、私の方で、港湾課と観光課、自然エネルギー課を窓口、知事あてに、いわば熊本港の利活用策についての提案をいたしましたので、ぜひ、いわゆる熊本港の見直すところは見直して、いわば熊本港、これだけのお金をつぎ込んできたわけだから、熊本のために、県民のために役立つし、市民、県民に親しまれる熊本港になるような利活用策について——私は、問題点を指摘するだけではなくて、できるだけ建設的な提案もしたいと思っておりますので、そこら辺のところをぜひ検討していただきたいと。

もう一つは、県の住宅事情といえますか、状況で、県の資料によりますと、県内の公営改良住宅の4割が築30年以上の住宅になっているとかですね。それから、住宅全体で熊本は全国に比べて古い住宅が多くて、既存住宅の4割強、約27万5,000戸が耐震基準以前の建築とか、1戸建ての5割が新耐震基準以前の建築、そのうちの87%が木造住宅というようなことが示されております。

ですから、私は、例えば道路で言うならば、さっき維持修繕にシフトを先行的にするという問題を提起しましたけれども、やっぱり住宅政策として、新築は微増、横ばいという中で、住宅リフォームによって熊本県の経済も元気づけるし、仕事と雇用もふやすし、県民の安全、安心に供するという方向を探求して、ぜひ具体化をしていただければかなと。

例えば、全国で、私が調べたら、この7月末で330の自治体が住宅リフォーム補助の制度を実施しております。前回も言ったように、佐賀県がことしから導入するようにしましたけどですね。

やっぱり1戸建て住宅というのは、私が調べたら、例えば、大工、左官、トビ、土木、石工、屋根工事、電気工事、管工事、タイル、レンガ、ブロック、鉄筋、加工、塗装、

板金、ガラス、防水工事、内装、仕上げ、造園、建具、水道、清掃工事とか、まさにいっぱい雇用を吸収するというか、仕事を吸収するわけですね。提供するわけですね。

ですから、そういう意味では、客観的な住宅事情そのものが求めているし、そこに一定額をシフトすることによって熊本県の経済を底支えする力にもなるし、そのことがまた雇用にもつながる、仕事にもつながるという点で、ぜひこの点は重ねて御要望しておきたいと思えます。

以上です。

○山本秀久委員 私は、ちょっと要望が1つあります。

森の都・水の都熊本の発展のため、白川水系、あれを川下りのできるような白川にしてくれ。それを要望しとく。

以上です。

○山口ゆたか副委員長 2点お願いと要望をしておきます。

まず第1点ですけれども、委員会の冒頭ありました児童買春のあの件についてですが、今回、この案件はまだ事実関係等々はわかっておりませんので、どういった推移をするかというのは不透明でありますけれども、もう一度自分たちの生活における欲というものとしっかり向き合って、この欲をどう自制していくかということを考えさせられる事件ではないかと思っておりますので、それぞれ個人において、もう一度検証していただく機会にしていきたいと思いますというふうに要望いたします。

もう一点目が、昨日、道州制の特別委員会の方で語られました土木関係における制度の見直しの働きかけでありますけれども、きのう特別委員会での指摘もあったとおり、さまざまな要望が我々のところに届いているのも現実であります。

そういった中で、熊本市の自治権もしっかりと認めながら、我々も、熊本市の今後の牽引役としての役割が増したということをしっかりと働きかけて、呼びかけてやってまいりたいと思っておりますので、かなり事務的には精査しなければいけないことがありますが、県と市、しっかりと連携しながら進めていきたいというふうに思っております。

何よりも、まずは市、県、外という3段——最初、市内業者という1つの枠、市内でできることは市内でやっていただくという前提、そして県内という前提があって、そして広域な発注がある、入札があるということをしっかりとまず確立していただきたいというふうに思っております。その後、格付のことであるとか、発注標準のこと、またまた問題はその先にあると思っておりますし、今後の入札制度の総合評価等のあり方とか、そういったところも課題であると思っております。

我々も、いろんな要望を受けております。そういった中で、均衡ある発展を遂げられるよう、県内業者のことも勘案いただきながらしっかりと訴えてまいりますので、行政部門においても、どうぞ働きかけを強めていただいて、12月にはある程度の内容が見えてくるように御尽力いただくことを要望しておきます。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。
——なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、要望書が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。ごらんいただければと思います。

それでは、これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会します。

午後2時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長